

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

令和 5 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 1 2 月 2 1 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 0 0 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
1 0 番	吉	田	哲	也				

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

9 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	馬	場	正	実		
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課地方創生担当課長		富	田	幸	彦		
地域力推進課長		原	田	敏	明		
人権啓発課長		中	尾	政	弘		
税住民課長		吉	田	敏	江		
福祉課長		北		広	光		
診療所事務長		島	川	昌	代		
総合施設整備課長		但	馬	宗	博		
農村振興課長		松	井	幸	則		
建設事業課長		井	上	博	丞		
会計管理者兼会計課長		榎	木	由	佳		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	山	本	達	也					
							4	番	高	山	豊	彦					

議事日程（第２号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 広域連合議会の報告

日程第 3 請願第 1 号 B & G 海洋センタープール再開および体育館の改修に関する請願

日程第 4 議案第 4 0 号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 2 号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 3 号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第 4 4 号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議案第 4 5 号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第 4 6 号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議案第 4 7 号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 8 号 訴えの提起について

日程第 8 議案第 4 9 号 令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 5 0 号 令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 1 号 令和 5 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 2 号 令和 5 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 3 号 令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 発議第 9 号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

日程第 1 0 発議第 1 0 号 政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書

日程第 1 1 発議第 1 1 号 負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書

日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 5 年和束町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、山本達也議員、4 番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

それでは、改めましておはようございます。

相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和 5 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会は、12 月 8 日午前 9 時 30 分から南山城村議会議場において開催されました。

開会宣言に続き会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会調査報告を経て、3 名による一般質問が行われました。

初めに、南山城村の鈴木議員が、学校給食の業者委託や学校体育館における空調設備等について、続いて、本町の岡田議員から、今後のごみ処理や教育の進むべき道について、笠置町坂本議員からは、これからの 3 町村のごみ行政や中学 3 年生の受験対策等についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議されました議案について審議が行われました。

最初に、認定第 1 号 令和 4 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件について

は、決算額を歳入総額 8 億 6,206 万 9,942 円、歳出総額を 8 億 3,086 万 5,996 円とするものであり、議員からは、事業系ごみの処理手数料や未収金への対応、相楽東部クリーンセンター安全対策工事後の状況に係る質問が出された後、南山城村の久保議員が反対の立場で討論され、審議の結果、反対多数で不認定とされました。

次に、議案第 8 号 令和 5 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号）については、歳入歳出それぞれ 786 万 2,000 円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4,044 万 2,000 円とするもので、主に、令和 4 年度の余剰金を負担金・分担金と相殺するもの、相楽東部クリーンセンター応急対策検討業務委託に係るもの、各小中学校のネット環境改善のためのアクセスポイント増設に伴う経費が計上されたものであり、議員からは、クリーンセンター応急対策検討の業務内容や各小中学校のアクセスポイント増設に係る効果の質問が出され、審議の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、閉会いたしました。

以上で、令和 5 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第 3、請願第 1 号 B & G 海洋センタープール再開および体育館の改修に関する請願を議題といたします。

本件に関し、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、畑 武志議員。

○総務厚生常任委員長（畑 武志君）

総務厚生常任委員会審査の報告を行います。

請願第 1 号 B & G 海洋センタープール再開および体育館の改修に関する請願については、12 月 14 日開会の第 4 回定例会本会議において提案され、これを受けて議

会はその審査を総務厚生常任委員会に付託しました。これを受けて総務厚生常任委員会では、産業常任委員会に対し連合審査会の開催を申し入れ、同意を得た上で、12月15日に審査を行いました。

連合審査会には委員9名のほか参考人として請願者代表、また、行政からは町長、副町長、総務課長に出席をいただき、最初に紹介議員から改めて請願内容について説明を受けました。また、参考人からも、「町外の方も和束に呼び寄せられるような施設になれば」など、請願提出の背景が説明されました。

質疑では、「子育て世帯の切実な希望は理解できる。中でもプールの再開が熱望されているが、具体的にどの程度の改修が必要と考えているのか」、「改修には多額の費用が必要だが、その財源の確保はどう考えているのか」、また、「民間との共同運営を想定されているが、監視員や指導員などの人材確保は可能なのか。その詰めはできていないのか」、「あると便利という発想だけではその後続く維持管理は無理。慎重に考えないと負の遺産になる」、「20年、30年先を見据えて、住民全体で協力し、支えていくという運動が必要であるが、その運動がどれだけ盛り上がるのか心配である」、「住民の健康増進ということでは、来年度、総合保健福祉施設が完成する。施設どおしの役割分担があり、B & Gにいろいろ期待するのは無理がある。位置づけはどのように考えているのか」、「和束町の財政力指数は府内でも低位にある。この施設に多額の予算を充てると財政破綻の可能性がある」など、質問や懸念が多く出されました。

なお、行政側から出席いただいた総務課長の説明によると、「ここ10年でプール上屋テント、障害者用トイレ、男女トイレの床、ミーティングルームの空調など、1,000万円余りをかけて改修が行われている。また、アリーナの照明の取替えなど、令和6年度予算で対応を計画されているものを除き、ロッカーやシャワー室、トイレ、屋根、プールの送排水管、機械室全体など約2億円が見込まれる。これには日本財団の補助は期待できず、何の補助もない借金に頼ることになり、償還だけで年間1,0

00万円が20年間必要になる」とのことであった。

こうした質問や財源や運営などの懸念に対しては、まずは必要最低限のリニューアルをし、その後問題があればその都度対応することを考えている。

考える会の中でも財源がネックであった。その中でクラウドファンディングやふるさと納税の利用がよいのではないかと考えている。管理運営体制については、町と相談しながら民間団体と契約することを想定している。一方で、監視員や指導員を一般に募ってみるのも共助の体制をつくることになるのではないかな等の見解が示されました。

質問が出尽くしたところで、質疑が集結されたことにより連合審査会が終わりました。そして、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定され、12月20日、総務厚生常任委員会審査報告書を作成し、議長に提出をいたしました。

以上で報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

これから、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ただいま報告がありました件について、若干、質疑のほうをさせていただきます。

まずは、先日の総務厚生常任委員会での審査を連合審査という形で産業常任委員会にも質疑の機会を与えていただいたことに感謝いたしたいと思います。その上で、今の報告について2点だけ確認をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、委員会での採決については今回不採択という結果を出されておるわけですが、今回の請願の内容というのは、B&G海洋センタープールの再開とその附属する体育館の改修に関する請願ということでありました。先ほどいろいろ報告がありまして、いろいろ問題点といいますか課題も多いわけですが、ただ、プールの再開、また体育館の改修というのは行政自身も否定をしているわけではありませんし、実際に来年度に改修をする箇所も用意しているという点では、

今後もこの施設を維持管理していく意思はあるというふうに思いますし、また住民の中にも、署名にも表れておりましたように、一定のこういったことを求める声もあるのは事実だと思います。そういう点では、今回、全文について不採択というふうにされた理由についてもう一度確認の上、説明いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

確かに、請願者500人程の方がございます。この声は無視できないと、このように思っております。しかしながら、この委員会につきましては、15日の午前中、休憩を挟みながら質疑をし、そして質疑なしということでまた休憩を取りました。その中で、休憩再開後にさらに質疑はございませんかということで再度確認させていただきました。その結果、採決に至り、こうした状態になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

2点目でありますけれども、今お話がありましたように、一定のそういう要望と申しますか、声があることは事実だということでお認めになっているわけですが、いわゆる連合審査において一定の質疑が終結されたということで、こういった判断につながったというお話ですが、やはり先ほど言いましたように、一定の大きな声があるということやまた行政自身の今後の維持管理に対する意思というものがあるという点、またいろいろ問題点はありますけれども、やはりこういった大きな声についてもう少し丁寧な議論と申しますか質疑を行う必要があったんではないかと思えます。

もちろんあの場で質疑がなかったことは事実ですが、とりわけあの所管の総務厚生委員会の中で私の印象としては、十分に審査がされたかどうかという点では一

定疑問もあるわけですが、そういう点では、趣旨採択であるとか、または一部請願事項に対する採択といった選択肢もありましたし、また継続にしてももう少し審査を持っていくという方法もあったというふうに思いますけれども、そのあたりの検討についてはどのようにされたでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○7 番（畑 武志君）

今、岡本議員の方からいろいろ流れをおっしゃっていただきました。確かに、先ほど言いましたように、500人程度の署名活動については無視はしておりません。その中で、この署名活動の中身を見てみますと、同じ字体である方もたくさんございます。そうしたことを踏まえると、500人に対して何%があるのか、これも甚だ疑問でございます。

また、岡本議員も連合審査会の中でいろいろ意見を述べていただきました。その中で、まだ質疑はございませんかと、こちらの方から2回問い合わせしております。そのときに、やはり質疑があるならもっともっとやってくださいというのが私のスタイルでございます。そういうことで、質疑不十分とは私は申ししておりません。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっております請願第1号 B & G 海洋センタープール再開および

体育館の改修に関する請願につきましては、先ほど報告もありました先日開催されました総務厚生常任委員会連合審査や、また本会議での質疑も今行われた中で、結果として、常任委員会の結論としては不採択とされた報告を受けているところではありますが、本請願の趣旨等の内容や請願に託された多数の住民の声や願いを踏まえて、引き続き、所管委員会において、丁寧かつ慎重な審議、検討される必要があると、その後の傾向を見ましても考えた次第でございます。

よって、本定例会での採決を見送り、総務厚生常任委員会での閉会中の委員会審査に付されることを望むものです。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ただいま岡本正意議員から、本案について、再審査に付すべく総務厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査調査に付することの動議が提出されました。

ほかに賛成者はおられますか。

この動議は1人以上の賛成がありますので、成立しました。

本案に対する岡本正意議員からの総務厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査調査に付することの動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、本案について再審査に付すべく、総務厚生常任委員会の議会閉会中の継続審査調査に付することの動議は否決されました。

会議を続けます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。私は、本請願の採択に賛成の立場から討論させていただきます。

まず、申し上げたいのは、本請願については、拙速に採決に付すのではなく、引き続き委員会において慎重で丁寧な審議と検討を行うべきという点であります。請願に対する議会の判断には採択か不採択かの二者択一だけではなく、趣旨採択や一部採択という方法もございます。本請願の趣旨や請願事項については、全てを了とできないまでも了と考えられる内容も含んでおり、審議を継続し、慎重審議を行う中で、少しでも前向きな結論を導く努力の余地は十分にあるのではないかと考えます。その上で、本請願の採択に賛成する理由について述べます。

第 1 に、B & G 海洋センタープールの再開と体育館の改修をとの請願内容は、施設の適切な運営や有効活用を行う行政の責任を果たす意味では極めて当然のことである点です。海洋センターは、プールとアリーナの施設的な機能を良好に保つことでスポーツ施設として機能し、スポーツを通じての住民の健康維持やスポーツ振興を図る目的を果たすことができます。そのために必要な施設の改修や改善を求める請願の趣旨等の内容は正当なものと考えます。

第 2 に、B & G 海洋センターの施設の在り方や方向性について寄せられた声や提案を真摯に受け止め、住民の代表機関である議会として真剣な検討を行うきっかけにすべきだという点です。本請願の趣旨や請願事項の内容の一つ一つを丁寧に吟味すれば、私自身も全て妥当だとは思いませんし、疑問に思う点もございます。例えば、海洋センターに様々な複合的な役割・機能を持たせようとしている点がございます。また、請願事項の 2 にあるマイオックスの導入は、安全性や導入する際の環境整備の在り方などについての知識が十分ではなく、安易性が否めません。

また、私が何よりも気になるのは、低コストの強調や運営面での見通しに関わる点

です。請願趣旨に、できるだけコストを抑えて、町民と一緒に創意工夫するとあり、請願事項に、町民、役場等で共同運営する仕組みを取りとあります。もちろん明らかな無駄や硬直的で事務的な運営は適切ではないのですが、初めから安上がりな運営が基本では早晚行き詰まると私は思います。スポーツや文化の振興は極めて公的なもので、国や自治体が財政面も含め、ふさわしい責任や役割を果たすことが極めて重要です。海洋センターが本来の役割や機能を果たすためには、また請願が求めるような効果を実現するためには専門的なスタッフの配置や育成が必要であり、処遇的にも非正規やボランティアではなく、安定的な身分保障があってこそ持続可能で質の高い運営や事業展開が可能になると考えます。現状は厳しい状況があるのは確かですが、少なくともそういう方向性をしっかり持つことが大切だと思います。

以上、述べたような問題点は私にもございますが、請願全て不採択とするのではなく、可能な限り受け止めるべきは受け止めて趣旨採択や一部採択などの判断も追求すべきですし、最低でも継続審査に付し、引き続き丁寧な審査を行うべきだと考えます。

今回の請願には、約500人の署名と共に100人を超える具体的な声も寄せられております。もちろん請願は1人の住民からでもできる憲法に基づく権利であり、その重みは数の多少で図られるものではありませんが、議会として軽んじることはできないことは言うまでもありません。

何よりも、本請願が海洋センターの有効活用や改善を図るとの思いを軸に、本町の若い世代、中堅的な世代が中心となり、様々な不十分さはあったとしても、まちづくりへの真剣な思いを集められる中で提出されたことを住民の代表機関である議会として真摯に真剣に誠実に受け止めるべきだと考えます。

最後に、海洋センターの維持や運営に責任を負う町行政に明確な方向性を検討させるという点です。

海洋センターはもともと教育委員会の所管するスポーツ施設として運営され、以前は常駐する職員も配置されていましたが、ふさわしく機能が果たされていたとは言え

ず、教育委員会が広域連合による事務となった際に町総務課の所管となり、ますます形式的な運営になったことは否めません。現在の施設の状況は経年劣化による機能低下もありますが、一番の問題は、町として海洋センターをどう位置づけ、どう運用していくかの方針がなく、対症療法的で部分的な改修などは行いつつ、事実上放置されてきたことにあります。この現状を打開し、町が施設の在り方について責任を持って方向性を検討させていく上で、今回の請願を前向きな形で生かすことが議会に求められる判断ではないかと考えます。

以上３点の理由から、本請願の採択に賛成するものです。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択とすべきものです。

したがって、原案について採決します。

請願第１号　Ｂ＆Ｇ海洋センタープール再開および体育館の改修に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、請願第１号　Ｂ＆Ｇ海洋センタープール再開および体育館の改修に関する請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第４、議案第４０号　和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

改めまして、おはようございます。

それでは、議案第４０号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関連する手数料額等について改正する必要があることから、提案させていただく次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第４０号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４０号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年１２月２１日提出

和東町長 馬場 正実

１ おめくりいただき、和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、概要によりご説明を申し上げます。

もう１枚おめくりいただきますと新旧対照表でございます。後ほどまたご確認いただきたいと思います。

もう１枚おめくりいただきまして、右ページの方に概要でございます。

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例 概要

１ 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、関連する手数料額等

について改正するものです。

2 改正概要

第2条 （改正後の号数）

（１）戸籍証明書 ４５０円

（４）除籍証明書 ７５０円

共にそれぞれ金額については改定なしでございますが、広域交付による交付の規定の整理ということで、自らの父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村の窓口でも交付請求が可能となるための改正でございます。

（３）戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 ４００円、こちらは新規でございます。

（６）除籍電子証明書提供用識別符号の発行 ７００円、こちらも新規でございます。

「電子証明書提供用識別符号」を行政機関に提出することで、戸籍及び除籍電子証明書の提供が可能となるものでございます。

施行日は、令和６年３月１日施行でございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４０号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４０号 和束町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第４１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第４２号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第４１号、第４２号の提案理由を申し上げます。

議案第４１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第４２号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の給与法の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただく次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私の方から議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 4 1 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりいただきます。改正条例案になります。

議長のお許しをいただいておりますので、概要により説明をさせていただきます。

その次につけておりますのが新旧対照表となっております。後ほどお目通しのほうをよろしく願います。

その次に載せさせてもらってるのは今回の概要でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の概要でございます。

先ほど馬場町長から申し上げましたように、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第 1 条関係でございますが、令和 5 年 1 2 月の期末手当の支給率を 0.1 月分引き上げさせていただきます。これまで 1 0 0 分の 1 6 5 のものを今後 1 2 月からは 1 0 0 分の 1 7 5 ということでございます。こちらにつきましては、適用期日が令和 5 年 4 月 1 日ということでよろしく願います。

次に、第 2 条関係でございますが、6 月と 1 2 月の期末手当の支給率を同じ率に改正するというので、こちらにつきましては、施行期日が来年の 4 月 1 日でございます。6 月の期末手当の支給率につきましては 1 0 0 分の 1 6 5 を 1 0 0 分の 1 7 0 に、また、1 2 月の期末手当につきましても 1 0 0 分の 1 7 5 を 1 0 0 分の 1 7 0 というので、同じ率に改正するものでございます。

続きまして、議案第４２号をよろしくお願いいたします。

議案第４２号

和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和５年１２月２１日提出

和束町長 馬場 正実

１枚おめくりいただいたのが今回の改正の条例案でございます。

その次に、別表第１、別表第２ということで、今回改正させていただきます行政職の給料表をつけさせていただいております。

その次に、資料Ｎｏ．４２といたしまして新旧対照表を載せさせていただいております。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明をさせていただきます。

新旧対照表の次に今回の改正に伴うそれぞれの職員の配置の給料表をつけさせていただいております。

和束町職員の給与に関する条例の一部改正の概要でございます。

こちらにつきましても馬場町長が申し上げましたように、人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、第１条関係でございます。

令和５年１２月期末手当支給率を０．０５月分引き上げるものでございます。これで１．２５月分。なお、特定管理職員につきましては１．０５月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては０．７月分に改正するものでございます。

また、令和５年１２月の勤勉手当の支給率につきましても０．０５月引き上げるもので、１．０５月分になるものでございます。なお、特定管理職につきましては１．２５月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては０．５月分に改正するものでございます。

併せまして、給料月額につきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置きまして、平均１．１％の引上げを基本に給料表の改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、本年４月１日となっております。

次に、第２条関係でございますが、６月と１２月の期末手当を一律１．２２５月分にするものでございます。なお、特定管理職につきましては１．０２５月分、定年前再任用短時間勤務職員は０．６８７５月分に改正するものです。

併せまして、６月と１２月の勤勉手当につきましても、一律１．０２５月分に改正するものであり、特定管理職につきましては１．２２５月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては０．４８７５月分に改正するものでございます。

こちらにつきましては、来年４月１日から施行するものでございます。これによりまして、年間これまで、期末勤勉手当４．４月分が４．５月分に０．１月分引き上げるというものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第４１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改

正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４１号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第４２号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４２号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第４３号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第４４号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第４５号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第４６号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、議案第４７号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第４３号から４７号についての提案理由を申し上げます。

議案第４３号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について及び議案第４５号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の経営状況を的確に把握し、持続可能な経営基盤の確保を図ることなどを目的として、地方公営企業法のうち財務規定等

を適用し、公営企業会計へ移行するため、条例の制定をいたしたく提案させていただく次第でございます。

次に、議案第４４号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について及び議案第４６号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、剰余金の処分等について必要な事項を定めるため、条例の制定をいたしたく提案させていただく次第でございます。

続きまして、議案第４７号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するに当たり、関係条例の所要の改正および廃止に関する事項を定めるため、条例の制定をいたしたく提案させていただく次第でございます。

以上５議案を一括提案させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。

それでは、私の方から、議案第４３号から議案第４７号の説明をさせていただきます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４３号

和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年12月21日提出

和東町長 馬場 正実

議長のお許しをいただいておりますので、和東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について 概要に基づきましてご説明させていただきます。

議案の次のページが条例の制定案でございます。

1枚おめくりいただいた次のページ、No.43が概要となりますので、よろしくお願いします。

1. 制定の理由でございます。

簡易水道事業の経営状況を的確に把握し、持続可能な経営基盤の確保を図ること等を目的として、地方公営企業法のうち財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するため、和東町簡易水道事業の設置等に関する条例を定めるものでございます。

続きまして、2. 条例の内容でございます。

第1条につきましては、簡易水道事業を設置する旨を規定しております。

第2条につきましては、地方公営企業法の適用範囲について規定しております。地方公営企業法第2条第3項等の規定により、地方公営企業法のうち財務規定等に関する部分を適用いたします。

第3条（経営の基本）といたしまして、簡易水道事業については、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない旨を規定しております。

また、簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量についてそれぞれ規定しております。

（1）給水区域については、水道法第10条第1項による認可を受けた給水区域

（2）給水人口については、4,400人

（3）1日最大給水量については、2,050立方メートルとしております。こちらにつきましては、現在水道法に基づく認可を受けている給水区域等を規定しており

ます。

第4条につきましては、重要な資産の取得及び処分について規定しております。

予定価格が700万円以上の資産の取得及び処分を行う場合は、予算で定めなければならないこととなります。

第5条につきましては、職員の賠償責任を免除する場合、その賠償額が10万円以上である際に議会の同意を得なければならない旨を規定しております。

第6条につきましては、会計事務の処理について規定しております。出納その他会計事務に係る権限については、従来どおり会計管理者が行うこととなります。

第7条につきましては、500万円以上の負担つきの寄附または贈与の受領及び100万円以上の町の義務に属する損害賠償の額の決定については、議会の議決が必要である旨を規定しております。

第8条（業務状況説明書類の作成）といたしまして、11月30日及び5月31日の年2回、業務の状況を説明する書類を作成いたします。また、業務状況説明書類の作成期日ごとに記載すべき内容についてそれぞれ規定しております。

3. 条例の施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、よろしく申し上げます。

おめくりください。

続きまして、議案第44号 和東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案第44号

和東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年12月21日提出

和東町長 馬場 正実

先ほどと同様、議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づきまして説明

させていただきます。

議案の次のページが条例の制定案でございます。

次のページ、No. 44 が概要となりますので、よろしくお願いします。

1. 制定の理由でございます。

簡易水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、剰余金の処分等について必要な事項を定めるため、和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を定めるものでございます。

続きまして、2. 条例の概要でございます。

第2条につきましては、損益取引から生じた剰余金、いわゆる利益の処分の方法等について規定しております。損益取引において利益が生じた場合、まず、前年度から繰り越した欠損金がある場合は、その利益で欠損金を埋めることとなります。それでも利益が残った場合には、それぞれ目的を定めた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金のいずれかに積み立てるものとし、議会の議決を得た場合を除き、定められた目的以外の用途には利用できないこととするものでございます。

生じた利益を目的から定められた積立金に積立てを行うことで適切に管理を行い、また、必要に応じて取り崩すことにより、経営の安定化を図ることを趣旨とするものでございます。

第3条につきましては、資本取引から生じた剰余金の処分の方法等について規定しております。第2条の規定と同様、生じた剰余金は源泉別に適切な科目に積み立てるものとし、処分の方法については、利益積立金により欠損金を埋められない場合に取り崩し、さらに取り崩した後の額を資本金に組み入れることで処分できるものでございます。

3. 条例の施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いします。

おめくりください。

続きまして、議案第４５号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案第４５号

和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和５年１２月２１日提出

和束町長 馬場 正実

先ほどと同様、議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づきましてご説明させていただきます。

議案の次のページが条例の制定案でございます。

１枚おめくりいただいた次のページ、No.４５が概要となりますので、よろしくお願いします。

議案第４５号につきましては、先ほど議案第４３号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてと同様の規定となっており、特定環境保全公共下水道事業に地方公営企業法のうち財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行することを定めるものでございます。

第３条につきましては、特定環境保全公共下水道事業の排水区域について、下水道法第４条第１項に規定する事業計画に定められた区域としている点が議案第４３号と異なる点でございます。それ以外の規定については議案第４３号と同様の規定となっており、説明が重複します。よって、議長のお許しをいただいておりますので、割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

おめくりください。

続きまして、議案第４６号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案第 4 6 号

和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する
条例の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

和束町長 馬場 正実

議案 4 6 号につきましては、先ほどの議案第 4 4 号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてと同様の規定となっており、特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等について定めるものでございます。説明が重複します。よって、議長のお許しをいただいておりますので、割愛させていただきます。よろしくをお願いします。

おめくりください。

続きまして、議案第 4 7 号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案第 4 7 号

和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境
保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

和束町長 馬場 正実

先ほどと同様、議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づきましてご説明させていただきます。

条例の制定案、また、新旧対照表、4 枚おめくりいただいたページが概要となりま

すので、よろしくお願いします。

１．制定の理由でございます。

簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するに当たり、関係条例の所要の改正及び廃止に関する事項を定めるため、和東町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるものでございます。

続きまして、２．条例の内容でございます。

第１条（和東町監査委員条例の一部改正）につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、監査委員が監査する事項の根拠規定が変更となるため、所要の改正を行うものでございます。

第２条（和東町簡易水道事業減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）につきましては、地方公営企業法の適用に伴い、歳入歳出及び歳計現金の用語を用いないため、文言の整理に係る所要の改正を行うものでございます。

第３条（和東町簡易水道事業給水条例の一部改正）につきましては、給水区域に関する規定が議案第４３号 和東町簡易水道事業の設置等に関する条例第３条に規定されるため、和東町簡易水道事業給水条例中の当該規定を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

第４条（和東町公共下水道条例の一部改正）につきましては、設置に関する規定が議案第４５号 和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例第１条に規定されるため、和東町公共下水道条例中の当該規定を削除するなどの所要の改正を行うものでございます。

第５条（和東町水道事業等設置に関する条例等の廃止）につきましては、議案第４３号 和東町簡易水道事業の設置等に関する条例及び議案第４５号 和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、和東町水道事業等設置に関する条例、和東町簡易水道事業特別会計条例、和東町下水道事業特別会計条例をそれ

ぞれ廃止するものでございます。

３．条例の施行日につきましては、令和６年４月１日でございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

説明が終わりました。

会議の途中ですが、ただいまから１０時４５分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３４分～午前１０時４５分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

それでは、幾つか質疑させていただきたいと思います。

まず、今回の議案第４３号から４７号を一括して提案されておりますので、その中で、とりわけ４３号、４５号に関連して主に質疑させていただきたいと思います。

まず確認をしたいんですけども、例えば簡易水道事業、また公共下水道の地方公営企業法の適用、それに伴う官庁会計から公営企業会計への移行というのは、これはあくまで任意という下で行われているということを確認したいということと、また、そもそも地方公営企業法におきまして、簡易水道というのはもともと除外というふうな規定が今もされております。そのことも含めてですね、これが事実であるという確認を課長のほうにさせていただきたいと思います。

そして、町長にはですね、こういった簡易水道事業、また公共下水道というものが任意ということで扱われていることや、そもそも簡易水道については、この適用の除外というふうになっている。そういったことはなぜそうなってきたのかということ

町長はどうお考えなのか。任意であるのになぜ今回適用するっていうふうに判断されたのか、その辺をそれぞれ答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、公営企業法第2条第1項では、簡易水道事業を除くとされているところ、公営企業法の適用は全部適用、一部適用、任意適用の三つがあります。公営企業法第2条は、公営企業法の適用を受ける企業の範囲について定められており、第1項は全部適用、第2項は一部適用、第3項は任意適用の範囲についてそれぞれ定められております。

簡易水道事業を除くと規定されているのは第1項の全部適用についてであり、簡易水道事業については第3項の任意適用の範囲に含まれるところがございます。つまり、第1項に定められている簡易水道事業を除く水道事業や鉄道事業・電気事業等は全部適用をしなければならない事業となり、簡易水道事業は任意適用であるため、全部適用または一部適用を選択できるということでございます。

今回、法適用化を進めているのは、平成31年1月25日付で総務大臣から発出された「公営企業会計の適用のさらなる推進について」に基づいて行っているものであります。令和6年度からは持続可能な経営基盤を確保すること、また、法適用化が高料金対策の要件となっていること、補助金配分等にも影響することから、財政措置の面でも法適用化を進めていく必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問について答弁させていただきます。

今、担当課長が申しましたとおりの答弁になると思いますけども、基本的に、全部適用の中にある水道という大きなくくりの中に簡易水道が含まれるということでございます。この中で簡易水道を除くというのは、そういう条文の読み方をしていただくことになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それでは、なぜ和束町は簡易水道事業を法適用するのかという話でございます。これにつきましてはいろんなことがございました。私も平成の時代から令和の時代にかけて特に水道法が改正されるときに建設事業課長をしておりましたので、その点については確認をしております。

京丹波町とか南丹市、それから宇治田原町、井手町等々に簡易水道がございます。これはどうされたかといいますと、上水道事業を持っておられたので、上水道事業の中に簡易水道事業を持ち込まれたということで、簡易水道事業が廃止されたというような流れがございます。

そういうことも含めまして、法適用を受けるにはどうすればいいかということ、それともう１点は、一番最後に担当課長が答弁しましたように総務省の通達でございます。この通達が一番ネックになっておりまして、うちにとっては、料金収入プラス一般会計からの基準内の繰入れ、併せまして、高料金対策というものがございます。これを適用していきたいということになりますと、簡易水道事業を企業会計化していかないと法適用されないということでもありますので、国の制度にのるためには一番得策であると。上水道事業を持ってましたら浄水場の中で企業会計を持っていくんですけども、そういうのを持っておりませんでしたので、こういう形を取らせていただいたということでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

いわゆる簡易水道事業が全適用の部分では除外され、また、さらにはいわゆる任意として位置づけられてきたというのは、基本的には簡易水道事業というのは、人口が少ない地域での水道事業であって、いわゆる財政基盤がそもそも弱いというような条件の下で、こういう企業会計を適用することが大変リスクがあるという判断がされてきたからではないかというふうに思っておりますけれども、今町長がありましたように、任意であるけれども、国の方は通達などで事実上強制してきたという状況の中で、今回そういった判断をされたものだというふうに思います。

次に、条例の中で経営の基本ということが簡易水道でいえば第3条のところであらわれております。常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとございます。そこで担当課長にお聞きしますけれども、ここで言う常に発揮が求められる企業の経済性とは具体的にはどういうことか、また、増進するように運営されなければならないと。要は、努めるではなくて、されなければならないとした公共の福祉というのは具体的には何を指すのか説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

企業の経済性とは、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性を主として指すものであることとされており、限られた資源を合理的に無駄なく活用し、適切に事業を運営することを指しているものであり、利益を追求することを指すものではないとでございます。

公共の福祉は、将来にわたり誰しにも安心安全、安定的にサービスを供給し続けることも含まれると考えております。条例第3条では、合理的かつ能率的に事業を運営することにより公共の福祉を増進し、将来にわたり安定的・持続的にサービスを提供し続けるよう運営することを規定しているものであり、良質な住民サービスを持続的

に提供していくためには事業の経営成績や財政状況を的確に把握し、将来の見通しも勘案しながら経営をすることが求められているため、法適用化を進めるものでございます。

よろしく願います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、企業の経済性を発揮というのはどういうことかということで、いわゆる利潤追求ではないって言われましたけども、企業というのは基本的に利潤を追求することですし、総務省のホームページ等でも、公営企業会計というのは基本的に民間企業と同じだというふうに説明されております。ですから、企業の経済性というのは、つまりはコスト重視、効率性の重視、収益性、利潤の向上。公共の福祉というのは、水道でいいますと、安心安全な、水道法にも規定されている低廉な水を誰にも補償すること、水は命の維持・公衆衛生・生活に欠かせないものですから、これはつまり人権に関わるものです。それはいわゆる受益者負担とか、対価とかいうことではなく、お金のあるなしで選別判断されるものではないです。

つまり儲からないから撤退してよいという事業ではないと。誰もが安心して利用できる水道であること。そのためにかかる経費は必要経費であって優先的に確保すべきものであると。コスト優先で採算性がないから、カットすれば公共の福祉・人権というのは守られません。

つまり企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進というのは、そもそも両立できないというふうに思うんですけども、町長は企業会計を適用するに当たって、この企業の経済性の発揮というものと公共の福祉の増進ですね、これは努力ではなくて、いわゆる義務規定として定義されております。そういったものの両立をどうやって図っているのか、その辺をどうお考えですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

基本的に、経営を行う上には必ず収支が出ます。収支が出るということにつきましては、その中で経営が安定しているのか、安定してないのかを見ていくと。今までは単純に、入ってきたお金と出ていくお金の計算でやっておりましたけども、これからにつきましては、一つ一つに減価償却であったりとか、いろんな持続的なことをどういうふうに導入していくかについては、経営のデータから判断していくべきだと考えております。こういう意味では、経営の一部分を企業会計の財務会計を行うことによって判断が出せると。経営の中のデータのの一つとして企業会計を使うということでございます。

それに伴いまして福祉はどうかということございますが、これは今回会計は変えますけども、経営責任者は私でございます。私が安心安全な水を住民に提供できるよう職員と一丸になって努力をするということになります。この点については、従前の経営の方法は変えないということには間違いございませんので、そこにつきましては、そういう形でご理解願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

町長がそういった公共の福祉を増進できるように努力するというのは当たり前の話で、努力ではなくて義務として定義されてると。そうしなければならないというふうにされてる意味ではですね、どうやって両立できるのかということについては答弁はなかったと思うんですね。努力するという、そんなことは当たり前の話で、じゃあ、相反するものをどうやって両立するのかという点ではやはり答弁はいただけなかった

と思うんですね。

それで、この間、委員会の方で説明を受けた際に資料をいただきました。その資料の中に、地方公営企業法適用の必要性というものの中で、公営企業を取り巻く状況として、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、国・地方を通じた厳しい財政状況、職員減少の中での人材の育成・確保が挙げられておりました。それが安定的なサービス提供の危機を生んでいると。それでは、なぜこういう状況になったというふうに町長はお考えなのか、分析されているのか、また、そういう状況の中で、この企業会計の適用というものが、なぜ持続可能な経営基盤の確保につながるのかですね。その辺もう少しちゃんと説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ちょっと答弁が不十分だったということございますので、先ほどのことも踏まえまして答弁させていただきます。

まず、努力というよりもこれは義務だと思っております。この仕事を行っていく以上、住民が安心安全に生活していくというのは、和束町が行っていく義務であると考えておりますので、その点についてはご理解願いたい。

それにつきまして、なぜ、このような状況になったかということも含めましてですが、特に、持続可能という意味につきましては、今使っている施設がどの程度使われてるかというのは常に判断はしております。ただ、それを計画的にどういう具合に整備していくかということについては、なかなか判断が乏しいところがございます。これはいろんなところのデータが分からない中で何をしていくのかというような問題が生じた。これはどういうことかといいますと、例えば、ポンプの寿命と耐用年数です。こういうところを緊急にオーバーホールするとかという形でやってきたというのではなく、今後はそういうところも全てデータ化させていくことの中で、そのデ

一タによって予防的な努力をしていくということになります。そのことによって持続可能なところをクリアしていきたいと、こういうことを含めて行っていきたいものがあります。

それと、もう１点は、和束町の水道自身は整備が始まって約７０年が経過をしております。その中で、他の事業等も活用しながら進めてまいりました。それによって水道管の布設替え、それから耐震化も進められました。それと補助金を使っていろんな施設の整備、システム整備を行ってまいりました。

昔は７水源があったところ、１水源になってます。こういうことによって職員の負担が軽減されるとか、例えば、建設事業課長席の前で一つのシステムを見ていると、どこの施設がどういう状況であるかというのもほぼほぼ判断がつきます。そうすると、そちらの方に１点集中で職員を出す。そして、そこで作業をさせて、１日も１時間も早い整備を進めるというようなこともできるようになってきております。ただ、こういうものは全部日進月歩で進んでおります。それをどういう具合に次につなげていくかということについて経営が必要です。その経営については複式簿記を持つことによって、負担の分配などを含めながら検討していきたいということもございます。そういうことを今後やっていきたいということで今の状況に至ったところでございます。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

企業会計の適用がなぜ持続可能なのかというのは、いまいちよく分からないんですけども、いわゆる人口の減少とか施設の老朽化というのは、ある意味どこでも起こり得るものであって、想定できる問題もあると思うんですよね。そういった意味では、水道事業の公的な性質上、それを踏まえた財政支援というものを必要経費として、国なり府なり自治体が行っていく以外にないと思うんです。厳しい財政状況をつくったのは、長年の政府の経済政策や財政運営の失政が原因であって、職員の減少や人材

不足、公務員の削減とか非正規雇用の増大などですね、これも実際、政府の施策によるものが大きいわけです。自然な成り行きではないと。ですから、全ては国や自治体が行ってきたことの結果、招いた危機であると。そういったものの根本的な反省や分析も転換もない中で、単に企業会計にすれば持続可能になるなんてことはあり得ないと思うんですね。

今でもやはり、この前、大幅な値上げをしなければ事業ができないというふうに言われてるような状況で、これまで以上に独立採算の原則が徹底されて、経済性の発揮や収益性が求められる企業会計を適用して、どうやって誰もが安心して利用できる水道事業として運営できるのかと。これまでの事業で何かめっちゃくちゃ無駄遣いされたとかいうことだったら別ですけれども、これまででも特に基準外の繰入れなどほとんどされてこなかったと思うんですね。ほぼ独立採算でこれまでも運営されてきたと。それをより徹底して、収益まで求められるような企業会計を適用すれば、人口減少とか、料金収入の減少といった先ほど言ったようないろいろな課題ですね、そういったものが変わらない以上、さらなる料金値上げや体制の縮小など、今後、水道事業に関わる事業運営が大変厳しくなることが予想されるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の答弁をさせています。

私も同様の意見を持っています。厳しくなると思っております。厳しくなるがためにどういう政策を取るかというのが今の考え方でございます。厳しくなる中でどうしていくかということを考えていく中で、特に人口動態などといいますのは、増田レポートが出たのが平成20年代でございます。そこまでは人口減少というような議論はされておられません。そういうことも含めてですね、今現在されている議論の中で、どう

いうことにのっていけばどういう予算があるか、どういう補助金があるかということ
でございます。

今回、企業会計に持っていく最終の年次でございます。今までずっと検討してきた
内容でもございますが、今持っていく理由は、やはり高料金という一つの交付金がこ
の企業会計によって確保できるのであれば、これは確保していきたい。

ただ、今、岡本議員がおっしゃいますように、和東町の人口は減り続けてきていま
す。それをどうして止めるか、それも一つのまちづくりの考えの中に出てきます。総
合的に考えた上で料金の改定等も今後行わなければならないときには、しかるべき時
期から説明をしながら、一定の時期に改定をしていくような形、以前の議会でもご意
見としていただいたのは、一気に大きく上げるならば３回に分けて上げられなかった
かというような指摘もございました。こういうことも含めて、この会計の中で判断を
していけるように今後は努力したいと考えております。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

今回、公営企業会計の適用に関する条例について、４３号から４７号が一括して提
案をされておりますけれども、議案第４３号についての反対討論をもって、一括して
反対の立場を表明したいと思います。

議案第４３号 和東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、反対の

立場で討論を行います。

第 1 に、簡易水道事業に地方公営企業法に基づく公営企業会計を適用することに大きな無理があることです。

地方公営企業法では、もともと簡易水道は対象から除くと規定されており、あくまで適用は任意とされています。なぜ対象から除くとされてきたかといえば、簡易水道事業は、人口規模が小さく、財政基盤がもともと脆弱で、最大限の経済性発揮や徹底した独立採算が原則とされる企業会計の適用はそもそも無理があるからです。にもかかわらず、政府は簡易水道事業をも企業会計の適用対象とすることを奨励し、任意と言いながら期限を切った適用準備を自治体に求め、高料金対策などの補助金の適用を企業会計適用を条件とするなど、事実上強制してきました。

町は国の言うがままに適用されようとしていますが、何ら主体性もなく、機械的に適用するのは極めて無責任だと言わざるを得ません。

第 2 に、経済性の発揮と公共の福祉の増進は両立できないからです。

条例第 3 条には、経営の基本として、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないと規定されていますが、極めて矛盾した規定となっています。

企業の経済性の発揮とは、常にコスト重視、独立採算性、収益性を原則とすることです。公共の福祉の増進とは、水道法の目的を踏まえ、誰もが安心安全な、かつ低廉な水を利用できる環境を維持し、充実させることです。水は命を維持し、生活を営む上で不可欠なものであり、お金のあるなしで利用できるできない、利益が出ないから給水できない、しないとはならないライフラインであり、インフラです。極めて公共的な事業である水道事業を常に企業の経済性を発揮しながら運営することは不可能です。それは、路線バスの実態やローカル線の廃止が相次いでいる J R の現状を見れば明らかではないでしょうか。

第 3 に、企業会計の適用が持続可能な経営基盤の確保になぜつながるのか不明だか

からです。

行政の説明では、地方公営企業法適用の必要性として、公営企業を取り巻く状況が人口減少に伴う料金収入の減少、施設・管路等の老朽化に伴う更新・投資の増大、国・地方を通じた厳しい財政状況、職員減少の中での人材の育成・確保などのため厳しさを増し、安定的なサービス提供の危機が起こっていることを理由にされています。そして、将来にわたって持続可能な経営を確保するために法の適用が必要だとしています。しかしなぜ、水道事業を取り巻く状況が厳しくなったのか、なぜ法の適用が持続可能な経営基盤の確保につながるのかは全く不明です。水道事業を取り巻く状況が厳しくなったのは自然現象ではなく、主に国の失政と、それに追随してきた自治体行政によるものであり、その原因分析も反省もなく、自ら招いた危機を口実に、何の根拠もなく持続可能な経営基盤の確保と法の適用を進めるのは極めて無責任です。

第4に、法の適用は、さらなる料金値上げとともに、近い将来の民営化につながるものであるからです。

法の適用により期待される効果の一つとして、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が挙げられています。独立採算の原則に基づく徹底した経済性の発揮が求められる企業会計では、住民・利用者の経済や生活状況よりも会計上の収益性・経済性が優先されることから、人口や料金収入の画期的な増加や収益性の高い事業でなければ値上げは避けられないと考えられます。

適切な原価計算に基づく料金水準は住民生活にとって安心できる料金水準になるとは限らず、現実的に住民生活にとって厳しい水準にならざるを得ません。それは何段階に分けようとも同じことであります。

また、法の適用により期待される効果として、資産状況を含めた経営状況の把握や広域化・民間活用等の抜本改革の推進が挙げられていますが、これは一体的なものです。経営状況の詳細な把握や企業会計による事業の民間企業並みの経済性強化・効率化は、民間企業が水道事業に参入しやすくし、収益が見込める部分を民間企業が把握

し、活用する条件を広げる環境整備とも言えます。

実際、法適用を進めてきた総務省の通知でも、繰り返し民間活用の推進を目的として強調しており、法の適用に基づく企業会計の適用の行き着く先に水道事業の民営化があることは明らかなです。民営化の弊害は、先んじて民営化が進められた結果、料金値上げや公衆衛生の後退などが大問題となり、再公営化が進むヨーロッパで既に証明されております。既に破綻した民営化への道につながる企業会計の適用は、到底認められません。

以上、反対討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はございませんか。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

賛成です。

それでは、私の方から、議案第43号から議案第47号について、賛成の立場から討論をいたします。

本町の簡易水道事業及び下水道事業は、これまで安心安全な水の供給、または汚水処理などのサービスを安定的に提供されてきました。しかしながら、今後、老朽化による施設・管路等の更新を継続的に実施していく必要があり、その一方で、人口減少等に伴う料金収入の減少など、今後も厳しい経営を強いられることが予想されることから、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、経営基盤の強化が求められています。

このような中、地方公営企業法を適用し、従来の官庁会計から公営企業会計による会計処理へ移行することにより、「資産」を含む財政状態や経営成績、減価償却の算定による固定資産の老朽化の程度や更新の目安など、これまで見ることはできなかった様々な情報を把握することができるようになります。これらの財務情報から、将来

の収支見通しを的確に行うことが可能となり、中長期的な視点に基づき、適切な経営を実施されることが期待されます。

また、これまでと同様、繰出基準に基づく一般会計からの繰入れも行われるものであり、公営企業法適用に伴って独立採算がより一層強くなることはないとの点からも、公営企業法の適用は、本町の簡易水道事業及び下水道事業に必要なものであると考えられます。

以上のような点を踏まえ、住民生活へ欠かすことのできない水道供給や下水道処理などの住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、今回の公営企業法適用に関する議案第４３号から議案第４７号の各条例制定に賛成するものでございます。

議員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほかございませんか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第４３号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４３号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第４４号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４４号 和束町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の

制定については、原案のとおり可決されました。

議案第４５号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４５号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第４６号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４６号 和束町特定環境保全公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第４７号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４７号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例及び和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第４８号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第４８号の提案理由を申し上げます。

令和３年１月８日夜半に町営住宅第２中西団地５号室から発生した放火による火災により、焼失及び水損した同団地５号室及び３号室の原状回復に係る修繕工事を実施

しましたところ、4,514万3,230円の費用を要しました。そのうち、全国公営住宅火災共済機構からの保険給付金3,039万5,130円が支給されましたが、原状回復費用全額を補填できなかったことから、その差額である1,474万8,100円を損害額として、放火を起こした当事者に対し弁償を求めるため、損害賠償請求の訴えを提起する次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私の方から、議案第48号の説明をさせていただきます。

議案第48号

訴えの提起について

不法行為に基づく損害賠償請求に関し、次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

原告 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2

和束町長 馬場 正実

被告 議長の承諾を得て、住所・氏名は伏せさせていただきます。

2 事件名

損害賠償請求事件

3 事件の内容

被告の放火により、令和3年1月8日夜半に、町営住宅第2中西団地5号室から火災が発生し、同室約147.50平方メートルのうち約73.75平方メー

トルを焼失し及び隣室３号室約１４７．５０平方メートルのうち２階部分約３６．８７平方メートルを水損及び汚損したため、本町はその原状回復にかかる費用４，５１４万３，２３０円の支出を余儀なくされた。このうち、全国公営住宅火災共済機構から保険給付金３，０３９万５，１３０円が支給され、原状回復費用から差し引いた結果、１，４７４万８，１００円が本町の損害額となることから、被告に対し、損害賠償としての負担を求めるため訴えを提起する。

４ 請求の趣旨

（１）被告は、原告に対し、１，４７４万８，１００円及び令和３年１月８日から支払い済みに至るまで、年３％の割合による金員を支払え。

（２）訴訟費用は被告の負担とする。

おめくりください。

５ 事件に関する方針

（１）弁護士を訴訟代理人と定める。

（２）本件については、和解及び上訴できるものとする。

令和５年１２月２１日提出

和東町長 馬場 正実

以上、議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４８号 訴えの提起について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４８号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時２５分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第８、議案第４９号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第５号）、議案第５０号 令和５年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第５１号 令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第５２号 令和５年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第５３号 令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第４９号から議案第５３号の提案理由を申し上げます。

議案第４９号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第５号）は、価格高騰緊急支援給付追加分事業及び茶源郷和束生活応援商品券事業や人事院勧告に伴う職員給与費の増額において

議案第５０号 令和５年度国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、事業勘定における一般被保険者療養負担金の増額等において、直診勘定における医薬材料費の増額等において

議案第 5 1 号 令和 5 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、公営企業法適用に係るシステム改修委託料等において

議案第 5 2 号 令和 5 年度下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、公営企業法適用に係るシステム改修委託料等において

議案第 5 3 号 令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費や介護予防サービス給付費の増額等において、サービス事業勘定における居宅介護支援事業費の減額や給与改定に伴う職員人件費の増額等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 4 9 号

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,690 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,050 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正になっております。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

11款地方交付税、17億8,385万9,000円、1,020万3,000円、17億9,406万2,000円。

15款国庫支出金、3億2,643万4,000円、5,206万5,000円、3億7,849万9,000円。

16款府支出金、1億7,474万8,000円、53万3,000円、1億7,528万1,000円。

18款寄付金、1,000円、175万円、175万1,000円。

19款繰入金、3億865万1,000円、133万4,000円、3億998万5,000円。

21款諸収入、3,144万2,000円、3,061万5,000円、6,205万7,000円。

22款町債、11億5,690万円、40万円、11億5,730万円。

歳入合計、44億3,360万円、9,690万円、45億3,050万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,328万4,000円、23万6,000円、5,352万円。

2款総務費、6億7,145万円、941万2,000円、6億8,086万2,000円。

3款民生費、18億1,136万6,000円、5,700万2,000円、18億6,

8 3 6 万 8 , 0 0 0 円。

4 款衛生費、4 億 8 , 0 7 8 万 6 , 0 0 0 円、1 0 9 万 9 , 0 0 0 円、4 億 8 , 1 8 8 万 5 , 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 2 , 8 7 6 万円、3 7 7 万 5 , 0 0 0 円、1 億 3 , 2 5 3 万 5 , 0 0 0 円。

6 款商工費、1 億 2 , 1 5 6 万 5 , 0 0 0 円、2 , 0 6 1 万 2 , 0 0 0 円、1 億 4 , 2 1 7 万 7 , 0 0 0 円。

7 款土木費、3 億 4 7 6 万 1 , 0 0 0 円、1 6 4 万 9 , 0 0 0 円、3 億 6 4 1 万円。

8 款消防費、1 億 9 , 7 8 6 万 9 , 0 0 0 円、3 1 1 万 5 , 0 0 0 円、2 億 9 8 万 4 , 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的：総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、補正前、限度額：9 億円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5 . 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額：9 億 4 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略させていただきます。

なお、補正前の計でございますが、9 億円、補正後の計でございますが、9 億 4 0 万円ということでよろしく願いいたします。

次に、予算に関する説明書 No. 49、令和5年度和東町一般会計補正予算（第5号）に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページから4 ページにつきましては、議案と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入の説明でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額1,020万3,000円。こちらにつきましては、普通交付税の増額分を見込んでおります。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、補正額3,108万8,000円。こちらにつきましては、1 節社会福祉費補助金ということで、物価高騰対策地方創生臨時交付金、こちらで3,108万8,000円計上させていただいております。

同款、同項、4 目農林業費国庫補助金、補正額100万円でございます。こちらも1 節農業費国庫補助金で、地方創生推進交付金（オープンエアミュージアム事業）100万円を計上させていただいております。

同款、同項、5 目商工費国庫補助金、補正額1,949万1,000円。1 節商工費補助金で、主なものでございますが、物価高騰対策地方創生臨時交付金（茶源郷和東生活応援商品券事業）1,929万1,000円でございます。

1 8 款寄付金、1 項寄付金、3 目総務費寄付金、補正額175万円でございます。こちらは1 節和東町ふるさと応援寄附金ということで、こどもからお年寄りまで元気なまちづくりとして66万円、生業景観を守るまちづくりとして109万円計上させていただいております。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、5 3 目すこやかエンジェル基金繰入金、補正額110万円でございます。こちらにつきましては、1 節すこやかエンジェル基金繰入金

として計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、補正額 3,061 万 5,000 円。2 節雑入ということで、主な内容でございますが、建物災害共済保険料ということで 3,039 万 5,000 円計上させていただいております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額が 568 万 3,000 円でございます。主な内容でございますが、一般職人件費、こちらは人事院勧告に伴う改正分でございますが、282 万 6,000 円、また、電子計算費事業で京都府町村会情報センター負担金 193 万 1,000 円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目企画費、補正額が 185 万 2,000 円。主な内容でございますが、24 節積立金で 175 万円、こちらはふるさと応援寄附金基金積立金として計上させていただいております。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額が 789 万 9,000 円。主な歳出の内容でございますが、一般職員人件費、こちら人事院勧告等に伴うものでございます。こちらで 115 万 1,000 円。

13 ページ、14 ページをお願いいたします。

障害者自立支援給付事業として 582 万 5,000 円、このうち扶助費で障害者自立支援事業ということで 500 万円計上させていただいております。

同款、同項、3 目老人福祉費で、補正額が 307 万 6,000 円。こちらにつきましては、27 節繰出金 307 万 6,000 円、このうち主な内容でございますが、介

護保険事業勘定特別会計繰出金 3 1 7 万 6 , 0 0 0 円の増、介護保険サービス勘定特別会計繰出金 △ 1 0 万円となっております。

同款、同項、1 3 目価格高騰緊急支援給付事業、補正額が 4 , 2 5 6 万 6 , 0 0 0 円。こちらにつきましては、価格高騰緊急支援給付事業で 4 , 2 5 6 万 6 , 0 0 0 円、主な支出内容でございますが、負担金、補助及び交付金で価格高騰緊急支援給付金 4 , 2 0 0 万円を計上させていただいております。

次に、1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費、補正額 2 0 0 万円でございます。主な支出の内容でございますが、1 2 節委託料、大阪・関西万博きょうとの力創出発信事業委託料、茶源郷和東・オープンエアミュージアム企画設計委託料 2 0 0 万円を計上させていただいております。

同款、2 項林業費、2 目林業振興費で補正額が 1 3 7 万 3 , 0 0 0 円。主な支出でございますが、1 2 節委託料 1 2 3 万 4 , 0 0 0 円、野生鳥獣被害総合対策事業費として 1 1 3 万 9 , 0 0 0 円計上させていただいております。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費で補正額が 2 , 0 6 1 万 2 , 0 0 0 円。主な内容でございますが、茶源郷和東生活応援商品券事業 2 , 0 2 0 万 2 , 0 0 0 円、このうち負担金、補助及び交付金で茶源郷和東生活応援商品券補助金 1 , 8 8 2 万 2 , 0 0 0 円を計上させていただいております。

1 9 ページ、2 0 ページでございますが、8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、補正額が 3 1 1 万 5 , 0 0 0 円。こちらにつきましては、1 8 節負担金、補助及び交付金で常備消防諸経費、相楽中部消防組合負担金 3 1 1 万 5 , 0 0 0 円を計上させていただいております。

2 1 ページ以降につきましては給与費明細をつけさせていただいております。また、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

なお、特別会計につきましては各担当課長から説明しますので、よろしく願いい

たします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私の方から、議案第50号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第50号

令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,500万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億21万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月21日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

事業勘定の第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

3款国庫支出金、0円、2万5,000円、2万5,000円。

4 款府支出金、4 億 8,085 万 9,000 円、3,622 万円、5 億 1,707 万 9,000 円。

6 款繰入金、4,292 万円、1,000 円、4,292 万 1,000 円。

7 款繰越金、180 万 1,000 円、65 万 4,000 円、245 万 5,000 円。

歳入合計、6 億 2,810 万円、3,690 万円、6 億 6,500 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、324 万 8,000 円、15 万 9,000 円、340 万 7,000 円。

2 款保険給付費、4 億 5,739 万 6,000 円、3,652 万円、4 億 9,391 万 6,000 円。

9 款諸支出金、95 万 8,000 円、22 万 1,000 円、117 万 9,000 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 5 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（事業勘定）資料 No. 50 により説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページにつきましては議案と重複いたしますので、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

こちらにつきましては、款、項、目、補正額と主なもののみの説明として、読み上げて説明を続けさせていただきます。

まず、5 ページ。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 保険給付費等交付金、補正額が 3,622 万円。

こちらは医療費の支払い分に交付される普通交付金として、医療費の伸びに合わせた補正となります。

次に、1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにも主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額といたしまして 3,000 万円。こちらにも目と同一で、一般被保険者の療養給付費としての医療費としての補正でございます。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者の高額療養費といたしまして、補正額 620 万円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険税還付金といたしまして補正額 22 万 1,000 円。こちらは被保険者の方の保険税の還付金としての 22 万 1,000 円の補正でございます。

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）のご説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所の事務長と説明を交代させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○診療所事務長（島川昌代君）

続きまして、私のほうからは、議案第 50 号 令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、先ほど税住民課長から説明がありましたので、私からは、第 1 表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

事業勘定の次のページにつけておりますので、第 1 表をお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、5,487 万 7,000 円、490 万円、5,977 万 7,000 円。

2 款使用料及び手数料、27 万円、35 万円、62 万円。

6 款繰越金、8 0 万円、6 1 万円、1 4 1 万円。

歳入合計、9, 4 3 5 万円、5 8 6 万円、1 億 2 1 万円でございます。

1 枚おめくりください。

歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、6, 8 5 7 万 6, 0 0 0 円、7 1 万円、6, 9 2 8 万 6, 0 0 0 円。

2 款医業費、2, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円、5 1 5 万円、3, 0 5 6 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書により説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（直営診療施設勘定）No. 5 0 をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページの総括は議案と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なもののみ説明とさせていただきます。

歳入でございます。

1 款診療収入、2 項外来収入、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、補正額 4 4 1 万円。現年度分となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目行政財産使用料、補正額 3 5 万円。現年度分となっております。こちらは、公有財産であります医師住宅を現在使用されておらず、今回、目的外使用として貸出しをしたことに伴うものとなっております。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 6 1 万円。純繰越金でございます。

1 枚おめくりください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額 7 1 万円。主な内容は、人

事院勧告に伴う人件費の補正と一般管理諸経費としまして、委託料の廃棄物処理委託料 20 万円計上させていただいております。水銀体温計などの処分代となっております。

2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費、補正額 490 万円。医薬品衛生諸経費、需用費としまして医療材料費に 490 万円計上させていただいております。こちらのほうは、コロナの治療薬を院外処方から診療所で処方したことに伴う増額となった分でございます。

また、9 ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上、令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第 51 号の説明をさせていただきます。

議案第 51 号

令和 5 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 520 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明します。

6款繰入金、8,333万5,000円、80万円、8,413万5,000円。

9款町債、610万円、50万円、660万円。

歳入合計、2億390万円、130万円、2億520万円。

おめくりください。

歳出でございます。

歳出も歳入と同様に説明させていただきます。

1款総務費、7,153万5,000円、130万円、7,283万5,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債補正

変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明させていただきます。

公営企業会計適用債、610万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただ

し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額 6 6 0 万円、計 6 6 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

続きまして、予算に関する説明書資料 N o . 5 1 をお願いします。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただき、5 ページをお願いします。

歳入でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 8 0 万円。1 節一般会計繰入金でございます。

9 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債、補正額 5 0 万円。1 節簡易水道事業債、公営企業会計適用債でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 3 0 万円。主なものとしたしまして、一般管理諸経費、委託料、システム改修委託料でございます。

9 ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しください。

以上でございます。

続きまして、議案書のほうをよろしくをお願いします。

議案第 5 2 号を説明します。

議案第 5 2 号

令和 5 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,680万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明します。

1 款分担金及び負担金、780万円、60万円、840万円。

6 款繰越金、200万円、10万円、210万円。

8 款町債、6,130万円、50万円、6,180万円。

歳入合計、2億3,560万円、120万円、2億3,680万円。

おめくりください。

歳出でございます。

歳出も歳入同様に説明させていただきます。

1 款総務費、2,160万6,000円、60万円、2,220万6,000円。

2 款管理費、5,873万2,000円、60万円、5,933万2,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債補正

変更

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明いたします。

下水道事業（公営企業会計適用債）、610万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額660万円、計660万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.52をお願いします。

1ページから4ページまでは議案書と重複しますので省略させていただき、5ページをお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道分担金、補正額60万円。3節公共污水ます等設置分担金。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額10万円。1節前年度繰越金、純繰越金でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、50万円。1節特定環境保全公共下水道事業債、公営企業会計適用債でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額60万円。主なものといたしまして、一般管理諸経費、委託料、システム改修委託料でございます。

2款管理費、1項施設管理費、2目管渠管理費、補正額60万円。主なものといた

しまして、管渠管理諸経費、工事請負費でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第53号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第53号

令和5年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,598万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,710万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ735万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月21日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 4,245 万 3,000 円、1 億 4,394 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 6,389 万 6,000 円、6 億 87 万 5,000 円、1 億 7,077 万 1,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 8,362 万 6,000 円、7 億 00 万 3,000 円、1 億 9,062 万 9,000 円。

5 款府支出金、1 億 471 万 1,000 円、3 億 26 万 8,000 円、1 億 797 万 9,000 円。

7 款繰入金、1 億 772 万 2,000 円、3 億 17 万 6,000 円、1 億 1,089 万 8,000 円。

9 款繰越金、1,870 万 1,000 円、4 億 17 万 3,000 円、2,287 万 4,000 円。

歳入合計、7 億 2,111 万 6,000 円、2,598 万 4,000 円、7 億 4,710 万円。

1 枚おめくりください。

歳出でございます。

こちら、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、1,031 万 6,000 円、△9 万 2,000 円、1,022 万 4,000 円。

2 款保険給付費、6 億 5,782 万 2,000 円、2,484 万円、6 億 8,266 万 2,000 円。

4 款地域支援事業費、3,312 万 9,000 円、1 億 23 万 6,000 円、3,436 万 5,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算

(第3号) (保険事業勘定)、資料No.53をお願いいたします。

1ページから4ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額148万9,000円。2節現年度分の普通徴収保険料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額496万8,000円。1節現年度分の介護給付費の負担金でございます。

同款、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額163万5,000円。これにつきましても、1節現年度分の調整交付金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額670万6,000円、現年度分の介護給付費の交付金でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額310万5,000円。これにつきましても、現年度分の介護給付費の負担金でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額310万5,000円。これにつきましては、介護給付費の一般会計からの繰入れでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額417万3,000円。1節前年度の繰越金でございます。

おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,800万円。18節負担金、補助及び交付金で居宅介護サービス給付に係ります

事業の負担金でございます。

同款、同項、８目居宅介護住宅改修費、補正額１４０万円。これにつきましても、居宅介護の住宅改修に係る負担金でございます。

おめくりください。１１ページ、１２ページをお願いいたします。

同款、２項介護予防サービス等諸経費、１目介護予防サービス給付費、補正額１００万円。１８節負担金、補助及び交付金で介護予防サービスの給付事業費負担金でございます。

おめくりいただきまして、１３ページ、１４ページをお願いいたします。

同款、４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費、補正額３００万円。１８節負担金、補助及び交付金で高額介護サービスの事業費負担金でございます。

４款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費、１目介護予防生活支援サービス事業費、補正額１００万円。これにつきましても、１８節負担金、補助及び交付金で訪問・通所・生活支援事業の負担金でございます。

１７ページ以降につきましては、人件費、給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、予算に関する説明書、資料Ｎｏ．５３ 令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）のサービス事業勘定の説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、５ページ、６ページからの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額△１０万円。１節一般会計繰入金でございます。

おめくりいただきまして、７ページ、８ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、補正額△8 万円。

1 2 節委託料で居宅介護支援事業の介護予防計画に係る委託料でございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細となっておりますので、こちらにつきましても後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の説明書 16 ページになるんですが、ここに価格高騰緊急支援給付金がございます。今回 11 月 28 日に物価高騰対策として住民非課税世帯への 7 万円給付については速やかに支給すること、また、燃料や食品等の価格高騰の影響を受けている全ての世帯・事業者への支援について緊急要望をさせていただいたところでございます。今回の住民税非課税世帯への支給について年内に間に合うのかどうか、それと、またこの資料の 20 ページなんですが、生活応援商品券補助金について、具体的に金額や商品券の発送時期などを教えていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員の質問にお答えいたします。

生活応援商品券の件でよろしいでしょうか。

ガソリンや生活必需品の価格の高騰や新型コロナウイルス感染症が地域の消費に与える影響を緩和するとともに、住民の生活支援、経済負担の軽減及び地域における消

費を喚起・下支えすることを目的といたしまして、生活応援商品券を今回計上させていただきます。

対象者につきましては、令和6年1月1日時点の住民基本台帳に掲載されている住民、給付額につきましては1人5,000円、使用期間につきましては令和6年2月1日から令和6年2月28日を予定しております。

なお、発送時期につきましては、令和6年1月中旬を考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今の16ページの関係の緊急支援給付金に関してはどのようなになってますかね。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

14ページの価格高騰緊急支援給付事業の7万円の給付金のほうでございます。今年6月にまず3万円の非課税世帯給付金がございます、そちらの世帯にまず給付対象となる部分でございます。恐らくプッシュ型というような形になるものでございます。給付の時期といたしましては、実際2月頃と見込んでおります。対象世帯といたしましては3万円給付の世帯ということで、それと基準の日が大体12月1日ということで国のほうから示されてきておりますので、約600世帯近くなると見込まれております。約600世帯近くに通知をさせていただいた上で、最終お振込日というのは2月ぐらいになるかなと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

7 万円については 2 月だということですね。なるべく早く給付のほうをお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと、商品券につきましては 2 月 1 日から 2 月 28 日、2 月中のみの使用期間ということでございます。これについてはあまりにも期間が短いので、清算の関係もあって 3 月に持ち越すと清算できないということがあるのかも分かりませんが、そこはやはり住民の方に周知を徹底していただきたいなと。使い忘れたということのないようにお願ひしたいというふうに思います。

次に、昨年 12 月補正で燃料券として燃料クーポン 3,000 円ということで決定しております。今年の 5 月の臨時会で補正でプラス 7,000 円ということで、合わせて 1 万円の燃料クーポンを発行するということになってます。当初は 7 月頃かなというふうなお話もあったんですが、なかなか届かないということで、これまでも昨年 12 月以降ですね、そのたびに住民の方に、こういうことになりましたよということをお知らせしているんですが、なかなか届かないということで、住民の方から、再三、いつもらえるんやというようなお叱りの声を聞いております。その都度確認もさせていただいて、12 月、また 12 月というようなお話もあったわけですが、まだいまだに届いてないということになってます。

これは手続の遅れというのがやっぱり大きい原因で、この手続自体が遅れていることに、これはやはり職員の業務が多過ぎて、どうしても手が回ってない。また、課長はですね、そういう業務管理が十分できてないん違うかな。あまりにも課長も業務を抱え過ぎて、いろんなとこを見ないといけないということが大きな原因としてあるんじゃないかなというふうに思います。

これまでもメンタル的なこと含めいろんなお話もありましたけど、やはり 1 人の職員に係る業務量が多過ぎて、どうしても負担が多くなってるんじゃないかなと。こう

いったことがやっぱり一つの原因としてあるのかなというふうに私は考えています。

住民の方から、いつも役場の電気が夜遅くまでついてると、何してんねやという声をたびたび聞くわけですよ。職員の方はそういった業務をこなすために夜遅くまで頑張っていたいてるんですが、住民の方からしたらそういう捉え方なんですね。本当に残念やなと思うんです。職員の方も一生懸命頑張りがながらそういうふうに評価されない状況というのは気の毒ですし、また、こういったことで業務が遅れることで住民サービスが遅れていってる、低下していってるわけですから、住民にとっても可哀想なんですよ。本当にこれは大きな問題だと思ってるんです。なので、これまで堀町長のときに財政面の関係から職員数を削減してきて今に至ってるわけですが、そういったことが大きな原因となって今の状況が生まれてるん違うかなというふうに思ってるんです。

今、働き方改革が求められる中で、こういった本当に大変な職場環境というのは早急に改善しないといけないかなというふうに感じてますが、馬場町長、この定数の見直しとか大規模な機構改革、こういったことが早急に求められると思うんですよ、その辺のお考えを聞きたい。

燃料券のクーポン1万円、これについてはいつ届くのか。また、もしまだ準備できてないのでしたら、商品券と燃料券じゃなくて商品券に置き換えることで、商品券は今年度何回かで出ているわけですから、そういったことが作業としてスムーズに進むのであれば、そちらに置き換えるということもありかなというふうに考えるんですが、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まず、燃料券がまだ届いてないことにつきましては、おわび申し上げます。いろいろ

る住民の皆さんに期待をさせながら遅れていることにつきましては、私も心の痛いところでございます。おわび申し上げます。

ほかの商品券につきましては、商工会のほうで全体的に何を買ってもいいとは言いませんけども、ほとんどのものが買えるという中で、燃料券ということで固定させましたので、燃料につきましては灯油であるかガスであるかということもあります。その点におきますと、町内の取引業者だけでなく町外の取引業者と定期的な取引をされている方がおられたりということになりまして、その辺の区分がありましたので、誰がまとめていくのということにつきましてはかなりの調整が入ったということがあった中で今の現状が引き起こったということについてはご理解を願いたいと思っております。

職員等の分でございますが、確かに、遅くまでいる職員という話が出てます。ただ、類似団体から見ますと、うちの職員数がそれほど少ないものではないということと、それと近年、電算化がされてきてますので、その面で一定の業務負担を軽減できているんじゃないかと思っています。

ただ、今期の山本議員からの一般質問の中にも馬場町政がでていないと厳しいご指摘を受けております。その辺も含めまして、来年度に向けていろんな方向も決めながら考えていきたいということを思っておりますので、ご理解のほうをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

今、燃料クーポンがいつになるかということは答弁なかったんですが、それと、やはり今、職員は少なくないということですが、そうすると、職員の方の能力が十分に発揮されてないということになるわけですから、十分にそういったお持ちの能力を発揮できるように、人事的なことを私から言うのはあれなんですけど、そこは十分、町長として住民サービスが低下しないように頑張っていただきたいなというふうに思いま

すので、よろしくお願いいたします。

クーポンはいつ頃になりますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

現在準備をしている最中でございます。一応、商品券、それから給付と同時期には渡せるような段取りと原課のほうから聞いておりますので、しばらくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、18 ページの茶源郷和束・オープンエアミュージアム企画設計委託料というのが計上されております。先日の井上議員の一般質問の中でですね、荒廃農地の担い手確保についての質問に対して町長の答弁の中で、国から、農地を誰が担っていくのかを示す地域計画を作成するよう示されているという答弁がございました。令和5 年11 月30 日時点の国の地域計画作成マニュアルというのがあるんですね。これによりますと、令和5 年4 月施行で令和7 年3 月末までに策定しないといけないということになっています。現在、その計画はどの程度進んでいるのか、担当課長。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、地域計画の策定状況につきましては、京都府・農業会議・市町村で集まって、どのように進めていくか会議や研修を重ねているところです。本町におきましては、目標地図の前段階であります現況地図を現在作成しておるところです。これに基づい

て話し合いを重ねて目標地図を完成させていくイメージです。協議の場を設置し、話し合いをして目標地図を作成していき、令和7年3月までに策定する予定をしております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

まだ、京都府の会議が今終わったところだということで、現状の地図が作成中ということですね。国のほうの示されているスケジュールで見ますと、施行後3か月で基本方針、施行後6か月ですね、ですから、この予定からしますと、12月には基本構想ができていないといけないというスケジュール感になるんですね。ですから、予定としたら大分遅れてるわけですよ。

今回、私の一般質問の中でも、沿道型サービスエリアの質問に対して、今回挙がっているオープンエアミュージアムの計画の中で具体的に検討するという事で町長の答弁がございました。この計画を進めるに当たっては、当然、農地がかかってくるわけですから、その地域計画が予定どおり進まないと、オープンエアミュージアムの事業自体が進まないことになるわけですよ。まずは農地の区画整理をしてからですね、ゾーニングをしてから、どこをどう開発していくのかということが決まってからでないとこっちに手をつけられないわけですよ。今回、補正予算で上がってるんですけどね。これは本当にできるのかどうか、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁申し上げます。

実は私も今年の4月、農村振興課に行ったときにこの地域計画については初めて知ったという状況でございます。担当課につきましてその事務を進めていると。特に農

業委員会との調整を図ってるということは担当者の方から聞いております。これについては、早期に議会のほうにも原案を見せられるようにしていかなければならないと。

この地域計画につきましては、最終たしか公示まであったと思いますんで、その期間を置きますとかなり厳しい状況にあるというのは私も認識しておりますので、原課のほうに厳しく指示を出しておきますので、お願いします。

それと、オープンエアミュージアムの件でございますが、これにつきましては、基本計画の概要をつくるということになってますので、地域計画の中で外す話も出てくるかも分かりませんし、入れていく話が出てくるかも分かりませんので、とりあえずは原課のほうに今やってます地域計画が一日も早く原案ができるように努力します。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

以前から私も質問させていただいてました。今回の第5次総合計画、将来どうなるのか、そういう構想が見えない状況があると。今回のこういう開発についても、サービスエリアについても、どこがどのように整備されていくのかということが全く見えないというのがこれまでもお伝えしている中で、しっかりとそういった計画を立てていただいて見えるようにしていけないといけないというふうに思いますから、今回、オープンエアミュージアム企画・設計ということで、これから具体的には練っていかれるということですが、そこはさきに構想を、町としてどのあたりが必要なのかという構想を明らかにする中で、そういう地域計画も整っていくのかなというふうに思いますから、そこについてはしっかりと連携をしていただいて、事業がスムーズに進むように取組をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時５０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時４０分～午後２時５０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

７番、畑議員。

○７番（畑 武志君）

先ほど高山議員のほうから価格高騰緊急支援給付金のことですいろいろお尋ねがございました。これは広く住民の方に商品券を渡すということで理解しております。それに鑑みまして、一つ馬場町長にお尋ねをしないと、このように思います。

この緊急生活給付金は広く住民の方、これはこれで結構なんですけどね、ただ１点、和束町は２０１８年ぐらいと思ったんですけどね、給食費の無償化、それから修学旅行の無償化等々、そういう無償化のことに取り組んでこられました。ところが先日ちょっとお話がございまして、その中身というのは、その当時、小学生・中学生の給食費が今年については何ぼか上げるかということでございました。無償化にしたって、今、主食が一つ、それから副食が１品ということで、育ち盛りの子どもだから、夕方帰ってきたら、「お母さん、おなかがすいたわ」と、今まで言わなかったことを言っていると、今こういうような現状なんです。

給食費の無償化は府内で先駆けて和束町がやりました。修学旅行も一緒です。だけど、生活緊急高騰対策の中で商品券を配ることはいいですけどね、その辺にも一つ配慮が必要じゃないかと思うんです。育ち盛りの子どもなんですよ。それが帰ってくるなり「おなかすいた」ということは、現実問題、これをどのように考えておられるのか、町長の見解をお尋ねします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の件で答弁させていただきます。

実は私のところにも十数件同じような電話が来ています。多分そのうちの複数人は畑議員のほうに同じようなことを言ってるんじゃないかなと勝手な想像をしますけども、今年の１１月の初めぐらいからそういう電話が鳴るようになりまして、価格高騰の関係で給食費の食材が少ない、買えない、それから質を落とさなければならないというような状況が起こっているということをうわさで私のほうには来ましたので、それにつきましては、所管が連合になりますので、連合教育委員会のほうにその点についてどうなんだということは問合せをしました。

その結果なんですけども、現時点では、質とか量は落としてはいないということなんですけども、以前話を聞きますと、若干多い目に作って、おかわりをする子に対しては若干おかわりできるような配慮もできたらしいんですけども、その分についてはなかなかしまっているというのは事実らしいです。

先ほど畑議員のほうから議会報告をしてもらいましたが、実は今月ですね、連合の議会の前に教育長のほうに、こういう現状が入っているんで、それに対しての対応策はないのかということで、一応、今年度からは30円ほど給食費値上げはさせていただいたんですけども、それでも足らないような状況が発生するのではないかとということについて確認を取りました。教育長のほうからは、学校のほうにも確認を取った上でアンケートを取りたいと。その結果についてまた報告をするということで聞いております。今の段階では、質も量も落としていないということなので、育ち盛りの子どもがおなかをすかして帰ってくる件につきましては、いましばらく対応中、ただ無償化にして予算がないから給食を出せないというようなことだけは絶対ないようにさせていただきますので、その点についてはご理解のほうをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○ 7 番 (畑 武志君)

それは私のところにも入っているし、町長のところにもそういう話が入っているなら、これは間違いないでしょう。

その後、お母さんと子どもにお話を聞いたんです。そしたら、さっき言ったように、ほんまに1品だそうなんです。せっかく無償化まで打ち出しといて、「子育てにやさしいまちづくり、給食・修学旅行全てやります」と言いながら、今の現状を見ておるとどこか落ちてると。和東町なんてわずかな人数ですよ。だから、皆さんに生活応援給付金を渡すなら、その何ぼかそっちに回すべきと私は思うんですよ。

本来ならこの話は連合なんです。けども連合議会は終わりました。次に始まるのは2月ですわね。そうすると、今の3年生、6年生は全て給食が2月いっぱい終わるか3月に入るか、そのぐらいのところなんです。3年生にしてみたら、結局決まったことについては何も実行できなかった、そのまま卒業していくと。和東町は、せっかくええことを言いながらそんなもんやなという印象を与えることはマイナスです。だから、あえてこの場を借りて町長の考え、それから連合教育長の考え、その下で働く職員の皆さん方の考えをお聞きしたかったんですけど、機会がちょっとずれてしまったと。これがもっと早かったら、私は連合のことで聞いてたんです。それは今そういう経過なんですよね。けどもね、子育てにやさしいまちづくり、それから一番育ち盛りの子どもにひ弱い食べ物、そんなことしたら駄目ですよ。

まして、子どもが和東町からどんどんどんどん離れていくと。あのときの小学校の給食、値段は言わないんですよ。食べるもんが少なかったひ弱いなあ、えらい食事やなということになるんですよ。これだけは町長、口酸っぱく向こうへ言っていただいて、もちろんお金は和東町からも出すんですからね、これだけは一つ肝に銘じてやってください。もう一遍聞かせてください。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今のご意見、真摯に受け止めますして、できる限り早期に対応させていただきたい。

向こうの予算のほうも確認した上で、もう一回、教育長並びに担当職員のほうには指示を出します。

○議長（吉田哲也君）

7番、畑議員。

○7番（畑 武志君）

もう2学期も終わりますから、1月また3学期当初から緊急でも構いません。早速そういうことを伝えていただいて、最後は、6年生、中学3年生、そういう思いを持った中で卒業させていただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回の補正予算は、今ありましたように、7万円の給付であるとか、また商品券の関係が入っておりますし、これ自身は大変待ち望んでおられますということもありますので、そこにも考慮して賛成はしたいと思えますけれども、ただやはり基本的に極めて不十分だと言わざるを得ないと思うんですね。

そういう意味で幾つかお聞きしたいと思うんですけども、先ほど高山議員のほうから話が出てましたいわゆる燃油券の問題をもうちょっとちゃんと聞きたいんですけどね、先ほど答弁とか質問の中で、いわゆる職員の体制がしんどいとか、調整がうまくいかなかったとかいろんな話がありましたけども、予算化したのは1年前ですよ。しかも5月に増額補正して、それでも半年以上たってるわけですよ。そういったものをもう無理だと。来年の商品券の時期に合わせてなんてね、どんな理由があったってそんなことは絶対許されないと思うんですよ。あり得ないと思います。ですから、この燃油券については何が何でも年内に配布するということを死守するっていうことは町

長の責任でちゃんとすると。町長のそこのお考えを聞きたい。

それと、担当の総務課長にお聞きしますけどね、もし困難なんだと言うのであれば、次のことをちゃんと答えていただきたいんですね。先ほども少し出てましたけども、なぜ執行できていないのかっていう理由ですよね、先ほどの理由も含めてほかにあるんだったら、ちゃんとできてない理由と原因を明確に言っていただきたい。

二つ目は、準備が実際にどこまでできてるんですかということなんです。この5月以降でも半年以上たってるという中で、じゃあ、どこまでできてるのかということを確認したいのと、それから、急遽、12月3日に町葬がありましたね。これは9月の議会で予算化されて、要は2か月でやるという急遽決まったことを総務課でやられるという意味では負担はあっただろうと私は思いますけども、その辺のことが影響してたんですかっていうことをちゃんと説明いただけますか。それぞれ答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、昨年12月の補正予算で今回の燃油助成の関係ですね、議決をいただきました。このときにつきましては、ガソリン・電気・都市ガスにつきましては国の補助制度の対象となっておりましたが、LPガス、また灯油につきましては補助対象外ということでございましたので、国の交付金を活用させていただきました。和束町の独自事業として1世帯当たり3,000円の燃料券を支給するという形で話をさせていただきました。

しかしながら、LPガスにつきましては、先ほど町長が申し上げましたように町外の利用が多い、また、ガスのメーターに応じて口座振替をされているということで、令和4年度の事業につきましては繰越しをさせていただきました、令和5年度に継続

事業としてやっていくという形でさせていただきました。

併せまして、岡本議員がおっしゃるように、本年５月ですね、臨時議会を開いていただきまして、価格高騰の支援ということで、茶源郷和東応援商品券事業と併せまして今回の燃料券、１世帯７，０００円分ですね、これにつきましても議決をいただきました。

当初、この燃料券につきましても、遅くとも秋ぐらいには住民の方のお手元に届くようにということで計画をしておりましたが、準備事務が大変遅れてました。これにつきましては私の管理能力がなかったということでご理解をお願いいたします。

いずれにいたしましても、現在のところ、印刷業者に燃料助成券ですね、これの印刷の発注を指示させていただいております。大変遅れて申し訳ないんですけども、１月中旬にはこちらの方に来まして、できましたら早期にお渡しさせていただきたいということでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まずもちまして、経過につきましては、今、担当課長が説明をしたとおりでございます。

特に、私の方も一番気にしてましたのは、今のどの分野に充てるのかということが一番難しかったなというふうに判断しております。先ほど高山議員にもお答えさせていただきましたけども、住民の皆さんにはご期待をかけながら遅れてしまったことにつきましては、私のほうも深くおわびを申し上げますし、できるだけ早い時期に原課と調整しながら皆さんのところに届くように努力させていただきたいと思いますので、その点についてご理解の方よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

L P ガスの調整についても、もう既に京都府が事業化されて、実際に軽減措置が行われたというのは結構前の話ですよ。先ほど総務課長の管理能力がなかったということで一言で言われましたけど、そんなことは課長も長くされているわけですから、この 12 月の予算だったらまだ分かりますよ。でも、1 年前ですからね、だからもう少し具体的に、何がネックになってたのかということはちゃんとってもらわないと、それをどう改善していいかというのが分からないじゃないですか。課長の管理能力の問題だったらどうすればいいんですかというね、じゃあ、研修されたらいいんですかとか、能力を上げていただいたらいいんですかという、そういう問題じゃないと思うんですよ。ですから、その辺ちゃんと具体的に、何があかんかったんか、壁になったんかということをちゃんとこの場で説明してもらわないと改善しようがないと思うんですね。

先ほど答弁なかったですけど、町葬は影響されましたか。町葬の実施ですよ。こういう大変なときに事務量は増えたわけですから、それは答弁なかったですけど、それは事務的に立て込んできて、新たに入った事業ですから、それが影響したということとはあったんですか、どうですか。

○ 議長（吉田哲也君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

町葬の関係の事務につきましては、私が中心にさせていただいたので、特に課の業務としては影響はなかったと考えております。

以上です。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

影響がなかったのにこれはできないと、私はそのほうがよっぽどどうなんですかと思うんですよね。実際 2 か月の間に突貫でやらなあかんかったわけですから、大変大きな負担だったと思いますよ。そういった意味では、それはちゃんと管理能力を発揮されて町葬もちゃんと 1 2 月 3 日の日に遅れることなく実施できたわけでしょう。なのに、ずっと前から決まっていた事業をずっと先延ばしして、手がつけられなくて、いまだに印刷がどうだとか言っておられると、これは一体何が違うんですか。それは管理能力じゃないでしょう。要は、後回しにしていったということじゃないんですか。管理能力云々じゃなくて、この物価高騰の中で住民の皆さんへの生活支援、一日も早く届けようと、そういうような位置づけにそもそもなっていないじゃないですか。位置づけ自身がその程度だったと思うんですよ。

町葬って大変だから先延ばしにしないでしょ。あれはきちっとやっておいて、これは来年になってしまいますと、そんなひどい話はないと思うんですよ。どれだけこのことを住民の方がいつかいつかと思われているかというのをどう思われているのかということなんですよ。

もういろいろいいですけども、とにかく年内に決着してください、町長。こんなことを許していいんですか。すみませんでした、遅れて申し訳ありませんでしたので済むんですか。総務課だけでなく、役場を挙げて集中して準備を進めてください。今からでもまだ 1 週間以上あります。1 月中旬とか、商品券と一緒にとか、そんなことを言わずに、あと 1 週間あるわけですから、謝る前に、今からでもほかの課の方を応援に入れてでもちゃんと年内に決着つけるというのが責任を果たすということじゃないんですか。町葬はちゃんとできたんでしょう。なぜ、これは年内にできないんですか。ちゃんとやってください。

実際、町葬も役場を挙げてやったじゃないですか。マイナカードの関係だって土曜

日に出勤してでもやってきたじゃないですか。できるはずです。町長、これはちゃんと年内に決着できるように指示してやってください。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

理論的にできる部分については、もう一回、担当課と合わせながらやっていきたいと思います。

ただ、物理的にできないところも若干ございますので、その点についてはご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今さらなんですよ、本当に。それは諦めずにちゃんと年内に皆さんのところに届くようにみんなの力を結集してやってください。初めから諦めて、来年でいいわっていうね、そういうもんじゃないんですよ。本当にどれだけ待っておられると思っているんですか。町葬と同じようにちゃんと位置づけてやってください。

それでね、先ほどの商品券の件ですけど、要は、1か月しかない。これは今の事務上、仕方ないかもしれないけれども、9月にちゃんとしないからじゃないんですか。町独自でも9月の補正のときにやっとならば、住民の方にいろいろ無理言わんでも、いわゆる町葬と同じように12月にはできたんですよ。今回もほとんど何もしてないけど、何もしなかったじゃないですか。とにかく、商品券にしても給付にしても、はっきり言って2月なんて遅過ぎます。

岸田総理はああいう人ですから、どういうつもりで「年内には」って言ったか知りませんがね、年内に年越しの資金としてちゃんと給付するという位置づけだったのは

ずです。だから、2月ぐらいなんて言わずに、できるだけ前倒しできるように力を集中して事務を進めていただけませんか。担当課の課長の皆さん、もう一度答弁いただけますか、税住民課長と農村振興課長に。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

はい、お答えいたします。

7万円の給付金につきましては、発送準備等もございますし、プッシュ型ということで本人様への口座の確認等もございますので、どうしても給付については2月当初をめどということで準備のほうは今のところ進めてまいりたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

前回6月に商品券を作成したときで印刷業者が約2週間程度かかっておりまして、今回、年末年始でございますので、約1か月相当かかる見込みをしております。郵便関係でゆうパックにより郵送いたしましたら約10日間かかると思っております。今回につきましても、一応それを想定しております。2月1日までにはできるだけ皆さんのお手元に届きますよう努力いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

プッシュ型というのは、より早くという意味でプッシュ型なんですよ。プッシュ型

だから確認せないかんから2月になるわということじゃないんですよ。より早く届けるためのプッシュ型なんですよね。だから、そういう意味では、今まで経験もされているわけですから、今までのような同じことで対応すればいいわということじゃなくて、やっぱり今、物価高で本当に大変なんですから、一日も早く手元に欲しいと思っ
てはるんですよ。それを酌んでいただいて、より一日でも早く事務をしていただけるようにお願いしたいし、もちろん職員体制の云々というのはあると思います。無理に残業をいっぱいやってくださいとは言いません。そういう意味では、本当にちゃんとした職員体制を町長が管理して、必要な人を置くなら置く、各課の応援体制も取るということも目を配っていただいて、今やらないかんことがちゃんと進むようにしていただきたいというふうに強く要望し、見ていきたいというふうに思います。

それで、次に、オープンエアミュージアムについて聞きますけど、まず、基本的なことですけども、これは一体どういう事業なのかということなんですね。いわゆる第5次総合計画にあるというふうに言ってますけども、そこをもうちょっと説明いただきたいのと、今回200万円をかけてコンサルというか企画・設計委託料が出てますけど、そもそもこれまでに役場内、職員の中でどれだけこのオープンエアミュージアムというものを議論して、どういう事業にやっていこうかということが行われたのか、その経過を説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先日、第4回定例会でも申し上げましたが、宇治木屋線のトンネルが開通するに当たりまして、トンネルから抜けた和東茶カフェ周辺エリアの施設を基盤といたしまして、さらなる誘客を図っていきたいと考えております。

これまで内部でも整備案はあるものの、専門家や有識者の意見等が反映されてい

いものであることから、今回より具現化させるために基本構想の企画・設計委託料を今回、予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

前にコロナ前ですよ、同じようなところで、いわゆる牽引事業ということで、あの辺でお茶の駅構想というのがありましたよね。そういったものが言われて牽引事業を導入して支援するというような話がありましたけども、コロナがあったからかもしれないけれども、今あれはどうなってるのかなということなんですよ。それもありますし、やはりコンサルというのは専門的なところですから、オープンエアミュージアムを検索したらいろいろ出てきます。そういう意味では、いろんなところで多分手がけておられると思います。そういう意味では、本当にコンサルのそういった出してきたものを咀嚼できるような状況がないと、うのみにしてしまったり、丸のみしてしまったりということに200万円もかけてなってしまったら本当にもったいない話だと思うんです。ですから、コンサルのことはこれでやったらいいかもしれないけれども、もう少しこの役場内でしっかり議論を深めて、どういうものをしていくのかということとを練っていく必要があるというふうに思いますし、その辺、町長に方向性についてお聞きしておきたいというふうに思うのと、別の件で福祉課長に一つだけ確認しておきますけども、年末年始の社会福祉の関係ですけども、生活は大変な状況ですから、生活保護であるとか、また暮らしの資金であるとか、いろんな意味での生活支援についての相談もしたい方もいると思います。そういった情報発信や相談体制について年末から情報を提供いただいて、年末年始は役場も当直体制はあると思いますけども、一定やはりそういった話ぐらいは聞けるような状況はつくっていただきたいと思いますので、その辺、担当課としての方向をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、生活保護費、また暮らしの資金等の緊急貸付け等につきましては、緊急貸付けのほうにつきましては準備は常にしているところでございます。生活保護費につきましては京都府直轄とはなっておりますが、12月分の支給につきましては、年越し用に若干多めの金額でというふうに京都府のほうから聞いておるところでございます。

また、年末年始の体制につきましては、当然ではございますが、十二分に相談を受けられる体制を本課として整えておるところでございますが、また、住民への周知等を強化していった中で、年末年始、休みの間でも連絡が入るように、特に私のほうには宿直のほうから直接連絡が入るようにはなっておりますので、対応のほうをさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

岡本議員のほうで思っておられることと町のほうでしている部分に若干ずれがございますので、この点だけは修正させていただきます。

今回、オープンエアミュージアムで検討しますのは、過去に検討してきたコンサルの業務がほぼほぼでございます。先ほど農村振興課長が答弁しましたように、それをもう一枚ブラッシュアップしたいということで、過去からいいますと、和東茶カフェ周辺整備、それから先ほど言われました牽引事業、それをまとめた上で今回の事業の最終形をつくりたい。

これにつきましては、先ほど農村振興課長のほうに質問がありましたけども、農地

の利活用、併せて周辺整備を行っていくということで、第４次総合計画、第５次総合計画におけるグリーンティ和東周辺整備ということで、今回それをまとめていきたい。

ただ、今回につきましてはコンサル委託ということにはなっておりますが、基本的には、協議会か、もしくはそういった意見をもらえる団体の方を町内から募るということも視野に入れております。そういう中で、和東町が本当に欲しいものになるように努力したいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

８番、小西議員。

○８番（小西 啓君）

質問させていただきます。

東部連合と教育委員会ができてから何年になるのかな。総務課長、分かる。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

平成２０年に東部連合がスタートしましたんで、丸１５年になるということでございます。

○議長（吉田哲也君）

８番、小西議員。

○８番（小西 啓君）

今、畑議員からの給食の問題で出ましたけれど、十何年前というのは、今１０人いるメンバーで東部連合ができたときに知ってるのが岡田 勇議員と岡本議員と畑議員と私だけですよね。あとの６人の方は分かりませんよね。ということは、東部連合ができたときに私は反対しました、駄目だと。

自分の町で、和東町で育てた子どもは自分ところで学校に行ってもらって、そこで

旅立ってもらって、そして和東で生活基盤をつくっていただいて、そしたら人口が少なくなるだろうと私は言っておりました。それなのに、給食の問題は一番恥ずかしいことでしょう、こんな問題が出てくるという事態が。だから、あのときに目に見えていたんですよ。あのときにこの問題を進めたのは東京から来ていた猿渡と言う副知事でしょう。山田さんも東京から来てて、あの人が副知事になって知事になったでしょう。あの、民主党のほうにずっと傾いてはったから、８割民主党のほうやったから、自民党のバリバリの私とか大山崎の小泉さん、そういう人とは全然意見が合いませんでしたわ、私、議長会長やってましたから。それで、駄目だと言っているのに、今こんな現状ですよ。

今やったら東部連合の加入について、果たしてここで「はい、賛成です」と言ってくれはる議員はいらっしゃいますか。岡本議員も東部連合は反対でしたよね。だから、今また見直すときと違いますか。私はそういうふうに思いますよ。

こんな問題議場の中で子どもたちの給食のこと恥ずかしい、本当に。いても立ってもいられない。こんな小さい議場の中に議員としてここに座ってるだけでも恥ずかしいですよ。もう少し考え直さないかん。見直すときは見直して、脱退するときは脱退して、自分とこでやってく、そのような気力がなかったら駄目です。そういうことですわ。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の小西議員の質問に答弁させていただきます。

確かに、今、言われるように、２町１村が合体してますので、そこで意見がまとまらないと若干そこで不和が出てくるというのは現実でございます。例えば、和東町の小学校・中学校については、１００％和東町の負担で動かしてます。こういう点につきましては、和東はこうするということに関して、南山城村、笠置町がついてこれ

るのかというのはそこは差があるんで、そういうところは自分の意見を東部連合に持っていけるというのはあります。

ただ、東部連合の一つの利点としましては、私も立ち上げ早々から東部連合におりましたので、3年目の検証もさせていただきましたし、その中でもあるんですけども、学校の先生の異動とかに関しましては、1小1中で1教育委員会というのはなかなか難しいところがあります。これは教員の中の働き方改革、組織の中の問題もありますので、細かいことは言えませんが、こういう面については東部連合はいい力を発揮してくれてると思います。

ただ、小西議員が言われますように、今の給食問題もなんですけども、笠置町はどうやねん、南山城村はどうやねんという言葉が出てきますと、そこはスピードダウンするのも現実でございます。それは先日8日に教育長には、和東は行くと。だから、きちっとしてくれということは懇願しておきましたので、その点についてはご安心願いたいと思っています。

○議長（吉田哲也君）

8番、小西議員。

○8番（小西 啓君）

ごみの問題でも全然考え方もはだはだでしょう。だから、一歩立ち止まってこれから先のことをよく考えたほうがいいと思います。これだけ言っておきますから、いつかまた必ず来た道になりますからね。肝に銘じておいてください。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

それでは、私のほうから1点だけ、税住民課長にお尋ねしたいと思います。

事業勘定の予算に関する説明書の8ページ、葬祭費補助金30万円の補正を出されております。ちょっとお尋ねしたいんですけど、1人亡くなられたら5万円いただけ

るとか、そういう形のやつですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

葬祭費の30万円の補正でございます。お一人5万円の葬祭費でございますので、6人分の補正を上げさせていただいております。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

分かりました。5万円で変わらないということですね。

そうしますと、合計で80万円ということは16名分ということで、国民健康保険の被保険者、亡くなられる方は大概国民健康保険だと思うんですね。毎年100人ほど亡くなっておられるということからすると、少ないんじゃないかなと思うんです。要するに、これは自己申告ですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

まず、税住民課のほうに死亡届がありますので、国民健康保険のほうのお届け忘れがあれば、もちろんこちらのほうからお声がけもさせていただきますので、お届け漏れのないように、税住民課からお声かけは必ずさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

自己申告じゃない。役場のほうから説明はさせていただいているということですね。

ちなみに、今年は今 80 万円という形になるんですが、昨年度は幾らぐらい出ていたんですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。手元に数字のほうは持ってきておりませんが、昨年度も国民健康保険のほうは 74 歳までの被保険者の方ということで、後期高齢のほうが高齢者の方ということで、74 歳までということで若い世代ということにはなるんですが、冬場になってきますと亡くなられる方が多かったので、今年も死亡者の方が前半お届けが多かったので、今回の補正を追加でさせていただいたような次第でございます。

申し訳ございません。数字のほうは持ち合わせてございませんでした。失礼いたしました。申し訳ございません。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

なるほど、74 歳までということは、あとの 75 歳以上の後期高齢者保険をかけておられる方はそちらのほうでこういう対策を講じられているということでよろしいんですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療のほうで、同じようにお一人5万円の葬祭費が給付されております。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、1件ごとに行います。

議案第49号 令和5年度和束町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 令和5年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第50号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第50号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第51号 令和5年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５１号 令和５年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

議案第５２号 令和５年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５２号 令和５年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第５３号 令和５年度和東町介護保険特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５３号 令和５年度和東町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第９、発議第９号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正議員。

○６番（岡本正意君）

発議第９号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提案理由を申し上げます。

本意見書につきましては、去る１２月１４日に開会された令和５年第４回和東町議会定例会におきまして、岡田 勇議員と共に紹介議員となり、意見書の提出を求める請願を提案させていただきましたところ、議員各位のご賛同により採択いただいたものです。

それでは、議案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

別紙をご覧ください。

発議第 9 号

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2021 年 5 月 17 日、最高裁判所は建設業従事者のアスベスト被害について、国の責任と大手アスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決を言い渡した。

同判決等を踏まえ、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（建設アスベスト給付金法）が成立、2022 年 1 月から国の拠出による建設アスベスト被害者に対する給付金制度が開始された。

しかし、給付金支給対象者は限定されており、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていない。

また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法の改正により規制が強化され、2022 年 4 月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、2023 年 10 月からは有資格者による事前調査が義務付けられた。

しかし、このように規制を強化しても、それを逃れるために違法行為が行われると、国民や建設業従事者の健康被害も心配されることから、アスベストに関する監視・指導体制の強化についても併せて求められているところである。ついては、国においては速やかに対策を求めるものである。

記

- 1 アスベストによる健康被害者の治癒や進行抑制に効果のある治療法の研究・開発を促進し、そのための安定的な予算を確保すること。

- 2 建設アスベスト給付金法附則第2条に基づき、アスベスト建材製造企業による補償も含め、被害者の救済制度の充実を図ること。
- 3 アスベストに関する被害者の治癒を最優先し、隙間ない救済を図るため、被害者等の実態を把握し、適切に給付金制度の見直しを図ること。
- 4 大気汚染防止法による建物解体などにおける飛散防止対策について、地方公共団体が監視体制及び適正処理等の指導体制を強化するための財政支援を行うこと。
- 5 「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」について、レベル1建材のみならず、レベル2・レベル3建材も対象にするなど、建築物の所有者等に対する調査・除去費用の補助制度を拡充すること。
- 6 アスベスト被害を国全体の課題と捉え、国民や事業者に対し、アスベストによる健康被害、アスベスト関連法の改正の周知徹底を図ることに加え、飛散防止対策の実施状況調査を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
総務大臣	松本 剛明	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
厚生労働大臣	武見 敬三	様
経済産業大臣	斎藤 健	様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫	様
環境大臣	伊藤信太郎	様
内閣官房長官	林 芳正	様

以上、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第9号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第10号 政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

発議第10号についての提案理由を申し上げます。

この間、明らかになった自民党派閥の政治資金パーティー収入の裏金疑惑問題は、自民党と共に政権中枢を直撃し、官房長官を含む4閣僚をはじめ副大臣5人、政務官

1 人が交代する重大な事態に発展しています。しかし、これら安倍派の閣僚らを交代させただけでは何も問題は解決せず、求められているのは疑惑の徹底的な真相解明であり、中途半端な幕引きは許されません。

今、国民・住民の中に広がっている「国民生活が大変なときに、政府や政権党は一体何をやっているのか」の怨嗟の声を住民の代表機関として代弁し、声を上げることが重要と考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 10 号

政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書

自民党の政治資金パーティーを巡り、組織ぐるみで裏金づくりが横行している疑惑が浮上している。最大派閥の安倍派では 5 年間で 1 億円以上の「裏金疑惑」をはじめ、他派閥も含め不透明なカネの流れが常態化しており、極めて深刻な問題となっている。さらに、安倍派などではノルマを超えたパーティー券販売に対するキックバックを行い、各議員の裏金になる仕組みも疑われている。これらは単純な記入漏れやミスではなく、組織的、常習的な資金隠しと言わざるを得ず、徹底的な疑惑解明が求められる。

政治資金規正法は、癒着防止の目的で政治家個人向けの企業・団体献金を禁止しているが、パーティー券には購入者に規制がなく、報告書への記載も 1 回 20 万円超えに限定され、ほとんど匿名で集められている。パーティー券が企業・団体献金の「抜け道」となっており、資金を国民の監視下に置くとの規正法は空文化、骨抜きとなっ

ている。何より、コロナ禍や異常な物価高騰等で疲弊し苦しむ国民を尻目に、政権党の派閥がパーティーで莫大な政治資金を稼ぐだけでなく、脱法的な手法で組織的な裏金づくりに狂奔している実態は到底許されない。説明責任を果たした上で、詳細な収支報告と罰則強化による透明化の徹底を図ることはもちろん、パーティー券購入を含む企業・団体献金を全面的に禁止すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長 額賀福志郎 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

賛成です。

発議第10号について賛成討論を行います。

自民党派閥の政治資金パーティーを巡る疑惑は、先日、安倍派だけでなく二階派にも特捜部の強制捜査が入るなど、まさに底なしの様相を見せております。岸田総理は、

国民の批判を受けて、臨時国会閉会後に官房長官など安倍派の４人の閣僚を交代させ、疑惑の沈静化を図ろうとしています。交代した４人の閣僚も、昨年開催した政治資金パーティーで計約２億円も集め、利益率が８割を超えていたなどの実態が早くも明らかになっています。

また、自民党の茂木幹事長などが政治資金の透明化などを図るとして法改正を口にする動きがありますが、今回の疑惑は小手先でごまかすような問題ではありません。法改正を云々する以前に、今すべきことは、裏金づくりの実態を洗いざらい明らかにし、疑惑を徹底的に解明、国民の前に明らかにすることであり、その上で、政治資金パーティーも含め疑惑の大元にある企業団体献金を全面的に禁止することです。

そもそも、企業団体献金については、リクルート事件を契機にした１９９０年代の政治改革論議を経て、政党交付金と引換えに禁止する方向であったものが、政治家個人ではなく政党支部などへの献金を認め、さらに制限がほとんどない政治資金パーティーを認めるなど次々と「抜け穴」をつくる中で、事実上、温存され、政党交付金との二重取りの事態となっています。今回の疑惑は、「抜け穴」を最大限に悪用した上に、さらに政治家が私腹を肥やす「裏金」づくりという新たな「抜け穴」を開けていたことになり、自民党の底なしの金権体質と共に政治的墮落の極みであり、到底許されません。

同時に、この問題の本質は、政党や政治家の金権体質や墮落のみにあるのではなく、企業や団体からの献金を持つ賄賂性であり、カネの力による財界の政治支配、政治の歪みにこそあります。企業や団体が割の合わない多額のパーティー券を大量に買い込んだり政党支部への献金を繰り返すのは、見返りを当てにしているからにほかなりません。見返りとは、企業にとっての利益や儲けにつながる施策や事業であり、自民党や政府が行う予算編成や事業を見れば、その影響は色濃く反映されています。

その分かりやすい例が保険証廃止などによるマイナカードの事実上の強制であり、国民や医療現場がどれだけ反対し望まなくても、聞く耳を持たずに強行する姿勢を崩

さないのは、マイナカードによる個人情報利活用や保険証廃止の先にある公的医療保険制度の民間参入などを求める財界や関連企業からの多額の献金が背景にあるからです。

北陸新幹線もリニア新幹線も大阪万博も、さらには身近な水道事業の企業会計化も、その背景には事業の利益や金もうけを求める財界や関連企業の献金をてこにした影響力が働いているからです。今や多くの国民が求めている消費税減税も頑としてやろうとしないのも、社会保障の財源を確保しなければならないからではなく、法人税のさらなる減税や保険料負担の軽減、多額の輸出戻り税が欲しい財界、大企業の要求が背景にあるからです。

政治資金パーティーも含む企業団体献金を通じて政治が歪められ、支配されることにより国民生活が苦しめられ平和が脅かされている、このことにこそ今回の疑惑の本質がございます。この歪みを正す道は、一切の抜け穴を許さない企業団体献金の全面的な禁止しかございせん。今回の疑惑を中途半端に終わらせないために、本意見書の採択を切に願い、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第10号 政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第10号 政治資金をめぐる疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書は、否決されました。

日程第11、発議第11号 負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 11 号についての提案理由を申し上げます。

現在、来年度からの介護保険計画の策定に向けて、政府においての制度見直しの議論が大詰めを迎えております。意見書にもあるように、国民、サービス利用者、介護現場等の強い反対の声がある中、厚生労働省が検討している制度見直しと称した制度改悪の数々の多くが先送りされる動きもある一方で、利用料負担の倍増や一部施設での負担増などを蒸し返す動きも報じられております。これ以上の負担増や制度の後退は、保険制度の信頼性の崩壊、介護に対する公的責任の放棄の加速化につながるものであり、到底容認できないことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 11 号

負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 5 年 12 月 21 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険制度の 9 期目の見直しが来年 3 月に迫っていますが、この間の年金削減、深刻な物価高騰など高齢者の生活環境が厳しさを増す中、保険料や利用料負担の軽減をはじめ、地域で安心して介護が受けられる基盤整備など、保険制度の抜本的な改善が強く求められています。

この間、厚生労働省で行われてきた見直しの議論は、2 割負担の対象拡大やケアプ

ランの有料化、老人保健施設等での多床室の負担見直し、要介護１、２の総合事業への移行など、負担増と給付外しを加速する厳しい内容が目白押しでしたが、介護現場や国民の強い反対の声と運動が起こる中、多くが見送り、先送りされてきました。

ところが、厚生労働省は１２月４日に、介護老人保健施設の一部や介護医療院の相部屋の部屋代を保険給付から外し、住民税非課税世帯を除く利用者に全額自己負担を強いる案を社会保障審議会の分科会に示し、再び負担増方針を持ち出しています。これ以上の介護負担増や公的責任の後退は許されず、高齢化率が５０％に迫り、国民年金受給者が多い本町にとっても死活的な問題です。

介護保険制度が抱える矛盾の根本原因は、国庫負担を削減し、国民・高齢者の負担を増やしてきたことにあります。安心できる介護保険制度にするには政府が公的責任をしっかりと果たし、介護予算を増額する事が不可欠であり、根本的な方針転換を強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和５年１２月２１日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 11 号についての賛成討論を行います。

「年金が少ないので、施設に入りたいけれど入所できない」「本人の収入だけでは、施設入所し続けることは経済面で厳しく、支援するほうも国民年金だけでは支援し続けることが不安」、これは和束町が令和 5 年 3 月にまとめた介護保険見直しに向けて実施したアンケートに寄せられた高齢者の声です。ここには、お金がなければ必要な介護が受けられない、保険あって介護なしの実態が表れています。仮に、制度見直しで利用料負担が 2 倍になったり施設利用料が大幅に増えたりすれば、ますますこのような声があふれ、サービスが利用できない事態が広がることは明らかではないでしょうか。

政府は現在、単身で年収 280 万円以上を 2 割負担の対象にしていますが、見直しの議論では、年収 190 万円以上まで対象を広げようとしています。手取りで月数万円しかないような高齢者にも今の倍になる負担を押しつければ、サービスを受けたくても受けられない、必要なサービスが受けられない状況が広がるばかりであり、結局は制度以前のように家族介護を重くすることになります。

同時に、負担増による高齢者本人の年金収入の減少や家族の負担増による可処分所得の減少は、高齢者やその家族の経済的な困窮を進めるだけでなく、本町のような高齢化率が高く、高齢者の年金収入が地域での消費を支え地域経済を支えている地域では、まちづくり全体への大きな打撃にもなります。

介護は、専門職による適切なサービス提供により、高齢者の身体や認知機能、健康を維持し、人間らしい生活を営む上で不可欠なケアであり、その充実を図ることは、結果として財政面においてもよい影響を及ぼすものです。しかし、現状は保険料や利

用料の負担が、多くの高齢者の負担能力をはるかに上回る状況となる中で、さらなる負担増はその好循環をますます困難にし、悪循環を強めることになることは明らかです。

以上のことから、本意見書に賛成するものです。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第１１号 負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第１１号 負担増に反対し、介護保険制度の改善を求める意見書は、否決されました。

日程第１２、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

第４回定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今回提案いたしまして議案につきまして、全てご承認いただきましたことをまずもってありがとうございます。

私事になりますけれども、令和５年を振り返りますと、第１回が建設事業課長、第２回が農村振興課長、第３回からは町長という任務をいただきまして、議会に臨ませていただきました。議員各位におかれましても、４月の選挙、それから８月の選挙ということでここにおられると思います。この令和５年というのはいろいろなことがございまして、なかなか記憶から消えない年になるかと思っております。

一番迷惑をかけました祝橋が開通したこととか、いろいろなことがあります。また、新たに石寺橋の工事が始まっていくと。それから、今期定例会の中でもいろいろご意見をいただきながら、また厳しいご意見もいただきました。これを令和６年にしっかりと取り組んでいけるように努力していきたいと思っております。

また、皆様におかれましては、家族おそろいになって新春を迎えていただき、また令和６年、ご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、第４回定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

定例会、お疲れさまでございました。

○議長（吉田哲也君）

これを持ちまして、令和５年和束町議会第４回定例会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

午後４時００分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 山 本 達 也

会議録署名議員 高 山 豊 彦